

市民憲章

昭和57年8月8日
告示第12号

市民憲章を次のように定める。

記

わたくしたちは、豊かな自然と長い伝統に培われた郷土に誇りを持ち、あたたかな心のつながりを大切にして、創造性と活力に富み、生きがいと希望にあふれる大月市をつくるために努力することを誓い、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。
- 1 健康で、明るいまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 1 教養と文化を高め、心豊かなまちをつくりましょう。
- 1 思いやりの輪を広げ、ふれあいのまちをつくりましょう。
- 1 働くことに誇りを持ち、伸びゆくまちをつくりましょう。



大月市の花 山ゆり



大月市の木 八重桜

大月市第2次環境基本計画 (素案)



〈 大月市・秀丽富嶽十二景 1番 雁ヶ腹摺山 〉

平成26年3月
山梨県大月市

大月市第2次環境基本計画

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1-1	第2次計画の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の期間	3
1-4	計画の対象区域	3
1-5	対象とする環境の範囲	3
第2章	環境の現況と課題	
2-1	環境への取組の状況	3
2-2	大月市の概況	6
2-3	環境の現況と課題	11
2-4	環境に関するアンケート調査	22
2-5	アンケート結果と市議会からの提言	25
第3章	望ましい環境像と基本目標	
3-1	計画の基本理念と環境の将来像	26
3-2	環境の基本目標	26
第4章	基本的施策・個別施策と主体別環境配慮指針	
4-1	基本目標に対する基本的施策及び個別施策	28
4-2	基本目標1 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした魅力あふれるまち	29
	基本目標2 健康で快適に安心して暮らせるまち	32
	基本目標3 省資源やリサイクルシステムを備えたごみのない清潔なまち	37
	基本目標4 市民みんなで環境への取り組みを実践するまち	40
	基本目標5 地球環境の保全に貢献するまち	43
4-3	各環境指標に対する目標値	45
第5章	地区別環境配慮指針	
5-1	全地区共通の環境配慮指針	46
5-2	各地区別の環境配慮指針	46
第6章	重点施策	
6-1	重点施策項目の設定	47
6-2	重点施策の内容	47
第7章	計画の推進方策	
7-1	計画の推進及び進行管理の基本的考え方	50
7-2	計画の周知	51
7-3	財源の確保	51

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 第2次計画の趣旨

「大月市第6次総合計画後期基本計画（平成24年2月策定）」では、環境保全関連の基本目標のひとつである「大月市の良さを生かすまち」の個別目標として、「土地利用計画を計画的に進める」「自然と共生するまちをつくる」「環境に配慮したまちづくりを進める」などを定め、大月市の望ましい環境像の実現を目指す施策が示されています。第6次総合計画後期基本計画では基本目標と個別目標を次のように定めています。

大月市の良さを生かすまち

本市の良さとは、自然であり、人材であり、交通の要衝としての地の利であるとともに、地勢的な要因により永年培われてきた地域固有の歴史や文化です。市民の多くはこれらを自覚し、大切だという共通の認識を持っていますが、市全体の視点からは、必ずしも積極的には活かされていない状況です。

これからは、それぞれの地域の誇り・良さを高めることで、地域の主体性が「大月らしさ」となり、「大月」としてのブランドイメージを創り上げ、高め、広めることによって、市民が誇れる特長のあるまちづくりを目指します。

特に、秀麗富嶽十二景や猿橋に代表される自然環境は、地域の特色ある資源として積極的に活用するとともに、未来に残し次代へと引き継いでいくため全市民をあげてその保全に努めます。

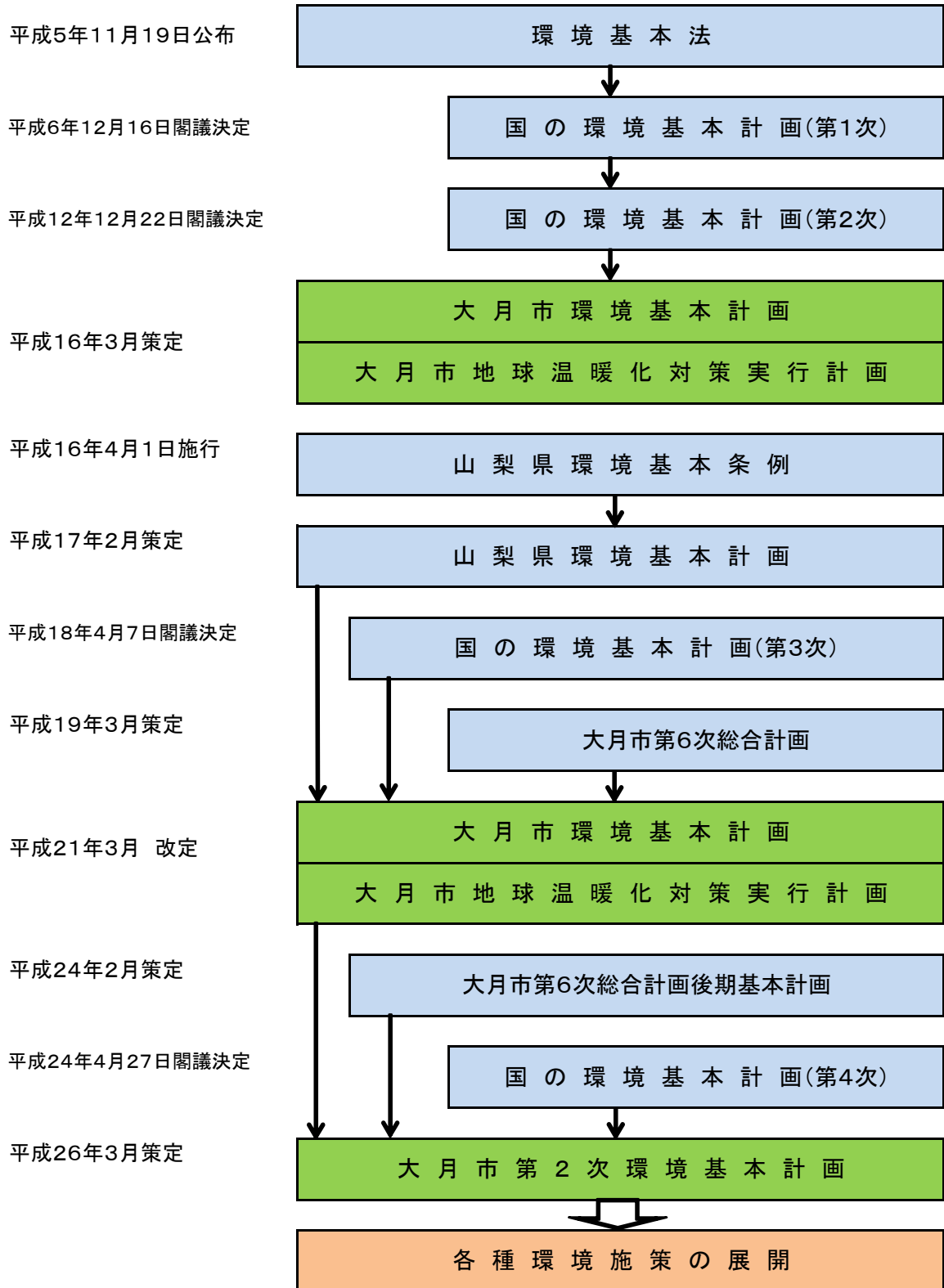
個別目標

- ・土地利用を計画的に進める
- ・自然と共生するまちをつくる
- ・環境に配慮したまちづくりを進める
- ・大月ブランドによる来てみたくなるまちづくりを行う
- ・地域の伝統・文化の継承を積極的に行う
- ・落ち着いた感じる景観保全・整備を進める
- ・便利な立地を活かしたまちづくりを進める

平成25年度は平成16年3月に策定した「大月市環境基本計画」の最終年度であり、計画目標達成状況を分析し、「大月市第6次総合計画後期基本計画」と整合を図りながら、平成26年度を初年度とする第2次環境基本計画を策定しました。

1-2 計画の位置づけ

大月市環境基本計画は、国の環境基本法・環境基本計画や県の環境基本条例・環境基本計画などと整合を図りながら、大月市総合計画に沿った大月市の望ましい環境像の実現を目指す総合的な計画です。



1-3 計画の期間

この計画は、平成26年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とする10カ年計画です。

市の総合計画との調整、各環境指標と目標値に対する実績等を分析したうえで策定しました。

なお、計画期間中において、急激な社会情勢の変化や抜本的な法体系の改正など大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

1-4 計画の対象区域

この計画は、大月市の全域を対象としています。

また、市だけでは解決できない広域的課題・地球環境問題などについては、関係市町村・県などと連携・協力して対応することとします。

1-5 対象とする環境の範囲

この計画では、次のような環境の分野を対象としています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①自然環境・・・自然環境の保全・活用及び自然とのふれあいに関すること②生活環境・・・大気や水環境の改善、化学物質による汚染防止、ごみや廃棄物の処理などに関すること③快適環境・・・歴史文化資源の保全・活用及びまちの魅力づくりなどに関すること④地球環境問題・・・地球環境の保全に関すること⑤環境保全に関する行動・・・環境保全に向けた市民・事業者・市等の行動に関すること |
|--|

第2章 環境の現況と課題

2-1 環境への取組の状況

[1] 国際的な取組

世界では、気候変動に係る科学的知見から、温室効果ガス排出削減に向けた取り組みがなされています。

2005年に発効された京都議定書では、先進国は2008年から2012年までに、1990年と比較したうえで、最低5%の温室効果ガスの排出削減を目標と定め、日本は6%の排出削減を目標としました。

内閣府により構成している地球温暖化対策推進本部による2011年度速報値では、1990年度比で3.6%増加との発表がありました。(京都議定書目標達成計画の進捗状況 平成25年4月5日 地球温暖化対策推進本部 から抜粋)

今後は、先進国の削減を目標とする他に、気候変動の悪影響を受けやすいとされる発展途上国も削減に向けた取り組みを行うよう、先進国から支援していくことも検討されてい

ます。

〔2〕 国の取組

国では、環境基本法に基づき、これまでに3回の環境基本計画を策定し、平成24年4月には第4次環境基本計画が閣議決定しました。

第4次の計画では、環境の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、

1. 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
2. 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化
3. 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
4. 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

の4項目を示し、優先的に取り組む重点分野として、

1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり・基盤整備の推進
4. 地球温暖化に関する取組
5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
6. 物質循環の確保と循環型社会の構築
7. 水環境保全に関する取組
8. 大気環境保全に関する取組
9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

の9項目を取り上げています。これらの中では、主に、温室効果ガスを2050年度までに80%削減すること、グリーン・イノベーションの実現、光化学オキシダントやPM2.5への対策等を目標としています。

さらに、東日本大震災被災地における災害廃棄物の広域処理や自立・分散型エネルギーの導入、失われた生物多様性の回復に取り組むこと、放射性物質による環境汚染からの回復等を盛り込みました。

〔3〕 県の取組

山梨県では、山梨県環境首都憲章をより推進するため、環境基本条例（平成16年4月施行）に基づく「山梨県環境基本計画」（平成17年2月策定）を定めました。

この計画では、「環境日本一やまなしの確立」に向けて、

1. 資源循環型社会の実現
2. 人と自然との共生
3. 快適な生活環境の確立
4. 地球環境の保全

の4つの目指すべき方向を定め、県民・民間団体・事業者・市町村・県それぞれがどのような役割と責任のもと取り組むべきか基本的指針を示しました。

この計画の重点的取組として、

1. 富士山の環境保全対策の推進
2. 森林・緑地の保全等の推進
3. 水環境の保全等の推進
4. 環境の保全に資する農業の促進
5. 廃棄物等の発生抑制等の推進
6. 地球温暖化対策

の6項目について、各種事業を展開しています。

[4] 市の取組

本市では、「大月市第6次総合計画後期基本計画」に基づき、国・県の環境施策に沿って自然環境の保全や生活環境の改善に関わる諸施策を進めています。

また、環境基本計画にある環境指標について、実績などの公表を実施します。

2-2 大月市の現況

[1] 位置・地勢

本市は、山梨県の東部に位置し、東は上野原市、西は甲州市、南は都留市、富士河口湖町、笛吹市に、北は小菅村と隣接し、市の面積は280.3km²と県内で4番目の広さを誇り、東西に約27km、南北に約19kmに広がっています。

地勢は、北に秩父山地、南に丹沢山地、南西は御坂山地などに属する山間部を源に発する桂川や笹子川、葛野川の水系沿いに細長く集落を形成しています。

主な山地としては、小金沢山(標高2,014m)、雁ガ腹摺山(1,874m)、滝子山(1,590m)などがあり市域の約8割を標高500m以上の区域で占めています。

[2] 沿革

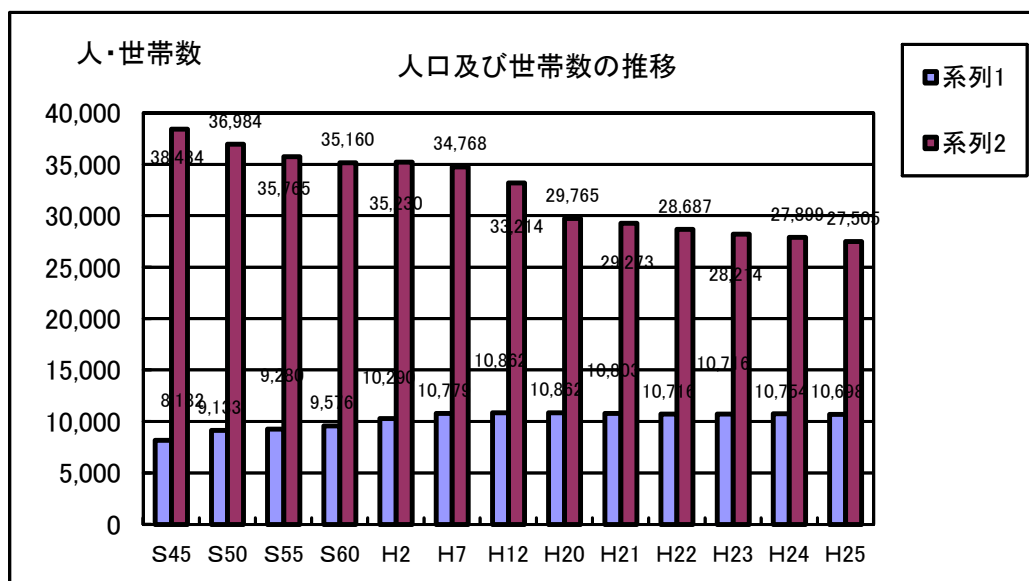
大月一帯は、江戸期に甲州街道が整備されてから宿場町・絹織物の特産地として町の基盤が形成され、その後、明治、大正から昭和40年代にかけて絹織物業が繊維産業に成長し、まちが大きく発展しました。

この間、昭和29年には近隣8カ町村が合併して現在の大月市が誕生し、市制が施行されました。また、昭和46年には中央自動車道が開通し、首都圏と中部地方をつなぐ広域交通の要衝として本市の重要性がさらに高まりました。

しかし、平成に入り、全国的な経済の低迷の中で、本市においても産業の活力低下と人口の減少が見られますが、こうした中で、「信頼と協働のまちづくり」を基本理念とし、将来像に「郷土に愛着と誇りを持ち、豊かな自然の恵みを生かし、一人ひとりにやさしく、安全で安心して、健康で住み続けることのできる活力あるまち」を掲げ、実現に向けた歩みを続けています。

[3] 人口

平成25年4月1日現在の本市の人口は27,505人で、昭和25年の41,650人をピークに長期的な人口の減少傾向が続いています。



[4] 土地利用

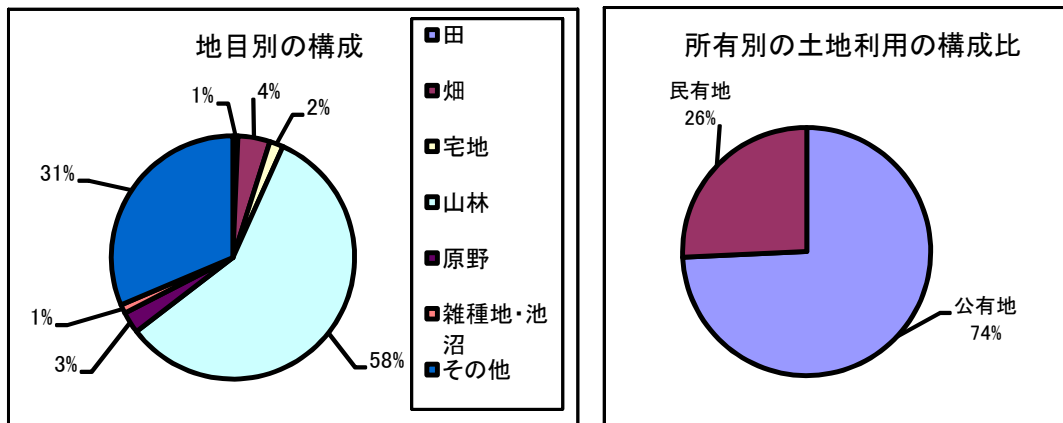
山地の広がる本市では、市域の約9割以上を宅地以外で占めています。

市内の土地利用は、次のとおりとなっています。

市内の地目別構成比

	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	総面積との割合(H24)
田	190.2	186.7	186.1	185.5	184.8	184.4	180.7	0.64%
畑	1,228.4	1,189.6	1,186.4	1,182.2	1,179.0	1,175.4	1,103.3	3.94%
宅地	516.9	510.1	510.6	487.9	492.3	492.4	492.3	1.76%
山林	16,223.2	16,216.7	16,216.8	16,216.5	16,202.6	16,203.9	16,275.3	58.06%
原野	809.7	802.1	802.8	800.4	800.0	800.0	797.4	2.85%
雑種地・池沼	303.2	328.6	328.4	350.6	348.0	347.8	339.0	1.21%
その他	8,758.4	8,796.2	8,798.9	8,806.9	8,823.3	8,826.1	8,842.0	31.54%
総計	28,030.0	28,030.0	28,030.0	28,030.0	28,030.0	28,030.0	28,030.0	100.00%

税務課：平成24年度 土地概要調書 単位：ha



[5] 都市計画

本市は、桂川・笹子川などの河川沿いを中心とする5,110haの区域(市域面積の18.2%)に対して都市計画区域を設定しており、このうちの351.5ha(都市計画区域の6.9%、市域面積の1.3%)に対して用途地域を定めています。

区分	H23	
	人口(人)	面積(ha)
都市計画区域	20,387	5,110.0
用途地域	8,526	351.5
用途地域外	11,861	4,758.5
都市計画区域外	7,939	22,920.0
市域全体	28,326	28,030.0

平成24年度 地域整備課資料・大月市統計書

[6] 産業

(1) 産業構造

平成21年度経済センサスによると本市の事業所数は1,542事業所となり年々減少傾向にあります。

産業大分類別事業所数の推移

3月末現在

調査年 産業別	H3	H8	H13	H18
農林水産業	2	3	3	3
鉱業	1	1	1	1
建設業	231	237	216	204
製造業	605	430	337	285
卸売・小売業	726	676	593	388
金融保険業	27	25	24	21
不動産業	42	41	56	85
運輸通信業	47	47	44	33
電気・ガス・水道業	2	3	6	6
サービス業	446	451	479	631
公務	32	31	29	32
総数	2,161	1,945	1,788	1,689

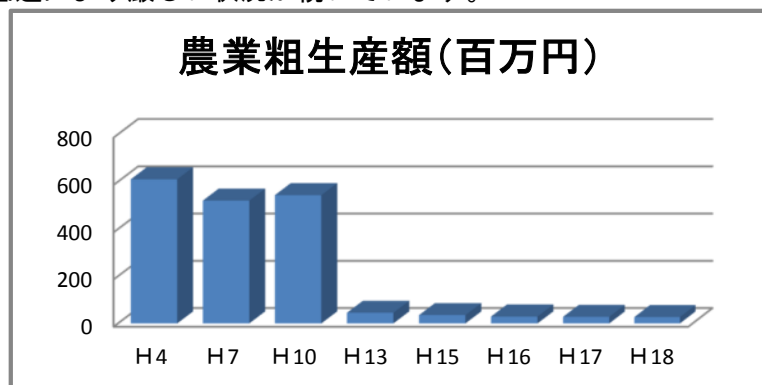
調査年 産業別	H21
農業・林業	11
鉱業・採石業・砂利採取業	0
建設業	185
製造業	243
卸売・小売業	324
金融保険業	20
不動産業 物品賃貸業	102
運輸業・郵便業	30
情報通信業	7
電気・ガス・熱供給・水道業	7
宿泊業・飲食サービス業	132
医療・福祉	71
教育・学習支援業	66
芸術研究・専門・技術サービス業	42
生活関連サービス業・娯楽業	136
複合サービス事業	21
サービス業	117
公務	28
総数	1,542

出典)大月市統計書(平成23年版)

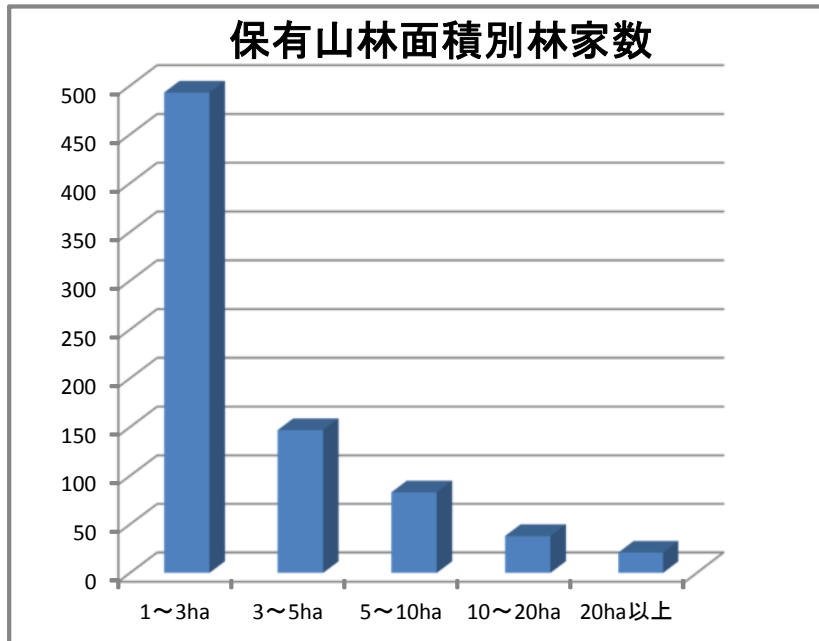
(2) 農林業

本市の主な農業は、水稻、野菜、果樹であります。従事者の高齢化や後継者不足により、耕作面積、粗生産額も減少し、農家1戸あたりの農業所得は年々減少しています。

林業についても、保有山林面積5ha以下の小規模林家が約8割を占めることや、木材価格の低迷により厳しい状況が続いています。



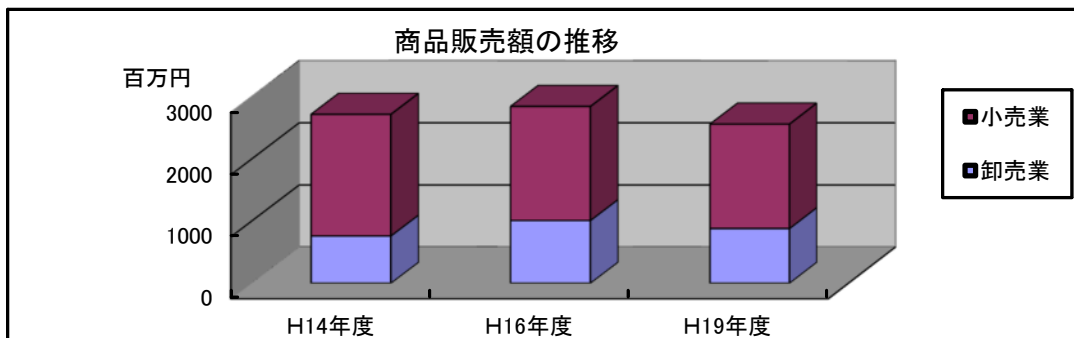
出典)大月市統計書(平成23年版)



出典)大月市統計書(平成23年版)

(3) 商業

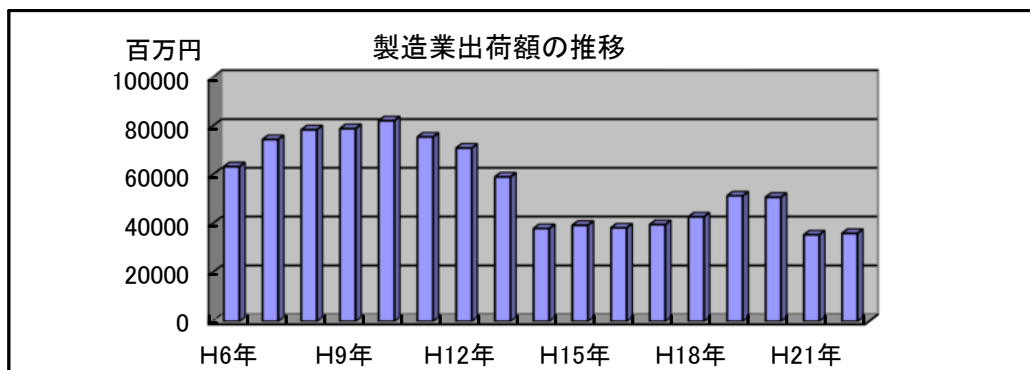
本市の商業は、小売業が中心で商店数の約9割を占めています。道路網が整備され市民の購買・消費の圏域が拡大したことから商店数、商品販売額ともに減少し、商業の地盤沈下が見られます。



出典)大月市統計書(平成23年版)

(4) 工業

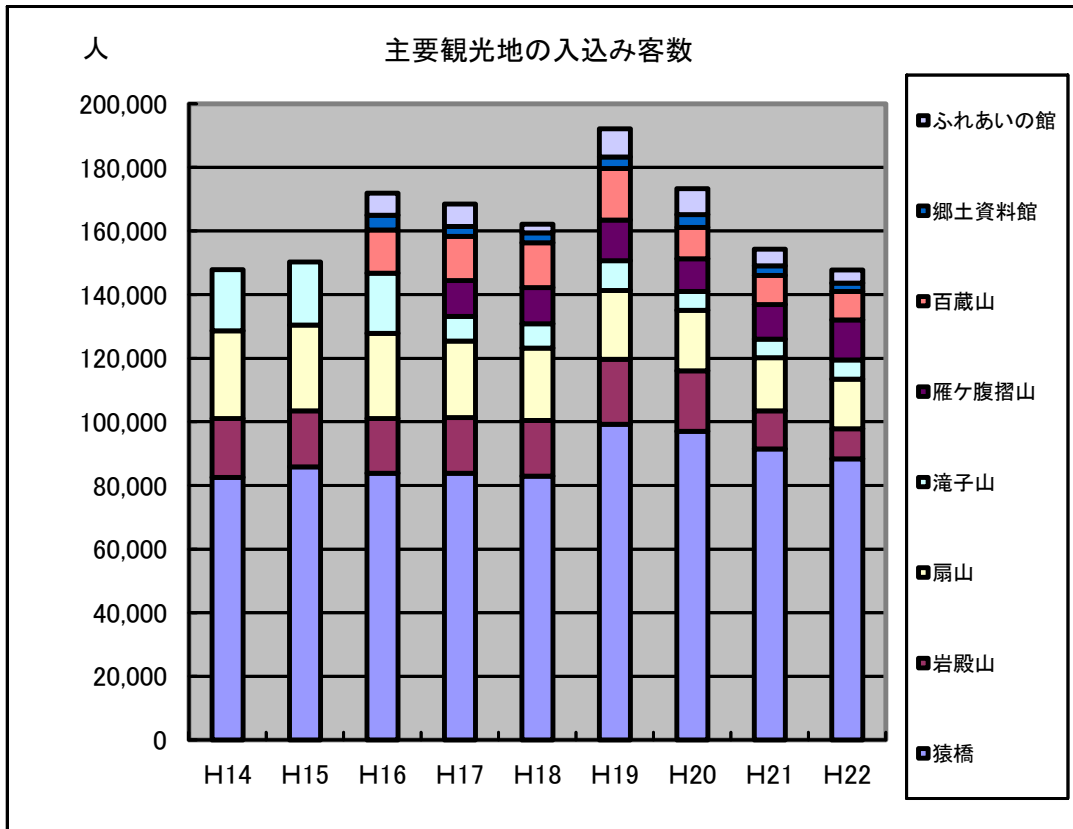
本市の工業は、繊維産業を基盤に発展してきましたが、近年は電気機械・器具などの製造業種の出荷額割合が増加しています。



出典)大月市統計書(平成23年版)

(5) 観光

広大な森林や美しい溪流などをもつ本市には、「名勝猿橋」や富士の眺めが日本一美しい街として秀麗富嶽十二景に代表される魅力ある観光資源が分布しており、これらの主要観光地には年間で約15万人が訪れます。



出典)大月市統計書(平成23年版)

(6) 交通

本市には、首都圏と中部地方をつなぐJR中央本線、中央自動車道、国道20号(大月バイパスを含む)、国道139号が整備されており、市域の生活関連道路については、各路線が国道20号や国道139号につながる形となっています。

2-3 環境の現況と課題

[1] 自然環境

○現況

・本市は、広大な森林や河川など豊かな自然環境が広がっています。

森林はスギ・ヒノキ・アカマツ・カラマツの針葉樹林と、新緑・紅葉が美しいクヌギ・コナラなどの広葉樹林が多くを占めています。また、植林地については、従事者の減少等を理由に管理が行き届かない場所が多く、松くい虫による被害の拡大も見られます。

・北部山地一帯は、シラビソ・オオシラビソ群集、イヌブナ群集などの亜寒帯・亜高山帯及びブナクラス域の自然植生が分布しています。

また、シオジ・サワグルミ林、ハルニレ、サンリンソウ・ウラジロモミ群落などの貴重植物が生育しています。

・市域には、山地を中心に約1,400種の野生動物が生息しており、クマ・ニホンザルカモシカ・オオタカ・カジカガエルなどの動物種が観察されます。

また、市域を流れる桂川・笹子川やその支流をなす真木川・葛野川などの河川には、イワナ・ヤマメ・アマゴなどが生息しています。

・しかし一方では、サルやイノシシ・ハクビシンなどの有害鳥獣による農作物被害が市内各所で見られます。

・市域には、「名勝猿橋」や岩殿山のほか、世界文化遺産に登録された富士山の眺望地、溪谷など美しい景勝地が存在し、市民や市外、県外の多くの来訪者の癒しの場として親しまれています。

このうち、滝子山・小金沢山・小金沢溪谷・岩殿山一帯は、県の自然環境保全条例に基づく自然保全地区や景観保全地区、歴史景観保全地区などに指定されています。

【自然環境保存地区など一覧表】

区分	名称	場所	所有区分 (ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
自然保存地区	小金沢山	塩山市上萩原・下萩原・牛奥 大月市大月町真木 大月市七保町瀬戸・奈良子 甲州市大和町初鹿野・田野		612		612
	小金沢土室	大月市七保町瀬戸		15		15
	滝子山	大月市笹子町白野・初狩町下初狩		37		37
景観保存地区	小金沢溪谷	大月市七保町瀬戸		165		165
歴史景観保全地区	岩殿山	大月市賑岡町強瀬・畑倉		48	1	49

出典) 山梨県みどり自然課 自然環境保存地区及び自然記念物の指定(告示第520号)

○課題

・市域に広がる森林は、水源の涵養・自然災害の防止・生物多様性の保全・地球温暖化防止・木材生産・自然とのふれあいなどの多様な機能を有しています。

この森林の持つ重要性を認識し、森林機能の適切な維持を図っていくことが必要です。

・河川については、清流の回復を図り魚類や水生生物、昆虫などの多くの生き物が生息する環境をつくとともに、ダム湖などへの外来魚の侵入について対策を講じていくことが必要です。

・農地については、自然環境保全の立場からも鳥獣被害の防止に努めるなど耕作放棄地対策が必要です。

・市民の共有財産である森林や河川の自然資源を有効に活用していくための方策が必要です。

・森林や河川沿いなど、市内各所にみられる不法投棄物の対策として、市民・事業者・市などによる監視体制が必要です。

[2] 生活環境

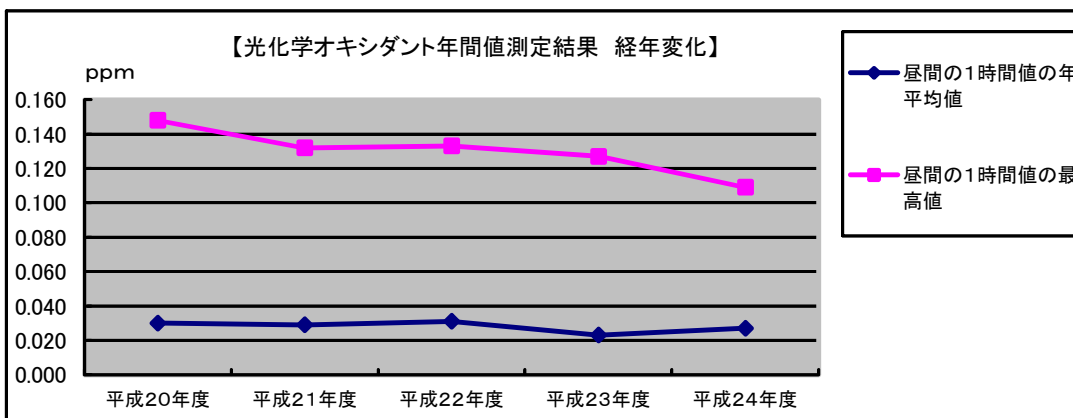
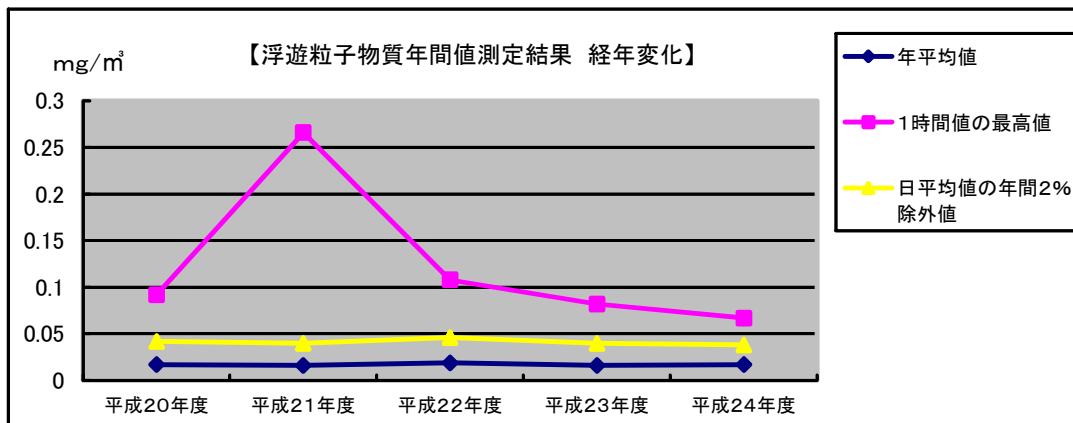
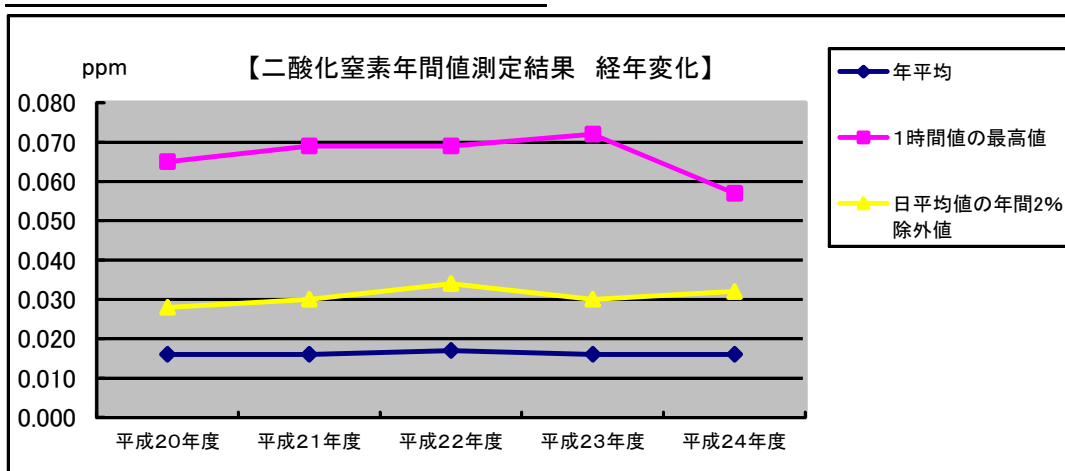
(1) 大気環境

○現況

・本市の大気環境は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については環境基準を達成していますが、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は環境基準を上回っている状況にあります。夏期においては、首都圏からと考えられる大気汚染物質の移流により光化学オキシダントが高濃度となり光化学スモッグ注意報が発令される日もあります

【平成20年度から平成24年度の大気測定結果】

項目	環境基準	測定値	評価
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	日平均値が基準を超えた日数：0日 1時間値が基準を超えた時間数：0時間	○
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	日平均値が基準を超えた日数：0日 1時間値が基準を超えた時間数：0時間	○
二酸化窒素（NO ₂ ）	98%値評価による日平均値が0.06ppm以下であること。	日平均値が基準を超えた日数：0日	○
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が基準を超えた日数：年平均84日 1時間値が基準を超えた時間数：年平均423時間	×
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ であること。	平成23年度 年平均15.1、一日平均33.2μg/m ³ 平成24年度 年平均14.6、一日平均30.6μg/m ³	×



出典) 山梨県大気水質保全課 大気環境の測定結果の概要

○課題

- ・光化学スモッグの抑制や自動車の排気ガス規制については、首都圏に近いことや、首都圏と中部圏を結ぶ幹線道路に昼夜多くの自動車が通行することにより、本市の対策のみでは不十分であり、首都圏等と広域的な取り組みが必要です。
- ・微小粒子状物質（PM2.5）について、現段階で注意喚起を実施するレベルに至っていません。山梨県が常時計測している測定所が本市内にもあり、注意喚起を行う場合は、光化学スモッグ注意報と同様に防災無線で発令することになっています。中国大陸からの越境

大気汚染もあることから、国、県と連携し監視することが必要です。

- ・環境放射能の状況についても同様に、国、県と連携し監視していくことが必要です。
- ・本市では、まず、身近な取り組みとして、野焼きに対するパトロールやホームページ、広報誌などによる啓発を推進することが必要です。

(2) 水環境

○現況

- ・本市の公共水域である相模川水系は、「生活環境の保全に関する環境基準」の水域類型では、「A類型」に指定されており、水質について次の基準値が定められています。

【A類型河川における環境基準と桂川の水質の推移】（測点：桂川・大月橋）

項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素供給量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A類型 環境基準	基準値				
	6.5～8.5	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
年次	測定値				
平成18年	7.9	0.8	2.0	11.0	5,600
平成19年	7.8	0.6	2.0	11.0	13,000
平成20年	7.7	0.5	1.00	8.7	13,000
平成21年	7.7	0.5	1.00	8.7	13,000
平成22年	8.1	0.8	1.00	11.5	7,900
平成23年	7.7	0.8	2.00	11.7	1,100
平成24年	8.0	0.5	2.00	11.6	1,700

出典) 大月市統計書 参考) 山梨県大気水質保全課 公共水域水質測定結果

・桂川の水質については、水素イオン濃度、生物化学的酸素供給量、浮遊物質、溶存酸素量の基準は達成しているものの、生活排水や農業排水の流入などにより、大腸菌群数が環境基準値（1,000MPN/100ml以下）を上回っています。

・河川の水質は、ここ数年で大きな変化はありません。ボランティア団体等が清掃活動を積極的に行っていることによりごみが減少していますが、依然としてごみの投棄は後を絶ちません。

○課題

- ・下水道整備や浄化槽の設置・適正管理などを含む水質浄化対策が必要です。
- ・河川における生物多様性の保全・回復を図っていくことが必要です。
- ・河川へのごみ捨て禁止を呼びかけ、きれいな水辺環境を維持していくことが必要です。

(3) 化学物質

○現況

・化学物質については、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの5つの物質について環境基準が定められています。

このうち、ダイオキシン類については、大気・公共用水域水質・公共用水域底質・地下水のいずれもが環境基準を達成しています。

また、その他の有害化学物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンジクロロメタン）についても全て環境基準を達成しています。

【ダイオキシン類の測定結果】

項目	大気	公共用水域水質		公共用水域底質		地下水	土壌	
環境基準	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/L以下		150pg-TEQ/g以下		1pg-TEQ/L以下	1,000pg-TEQ/g以下	
平成20年度								
測定値	—	0.014	0.12	0.76	0.20	0.014	—	
(測定場所)		葛野川深城ダム貯水池	笹子川西方寺橋	葛野川深城ダム貯水池	笹子川西方寺橋	笹子町		
評価		○	○	○	○	○		
平成21年度								
測定値	—	0.12	—	0.20	—	0.056	—	
(測定場所)		相模川大月橋		相模川大月橋		初狩町		
評価		○		○		○		
平成22年度								
測定値	—	—	—	—	—	0.061	0.096	—
(測定場所)						賑岡町	富浜町	
評価						○	○	
平成23年度								
測定値	—	—	—	—	—	0.041	—	
(測定場所)						笹子町		
評価						○		
平成24年度								
測定値	—	—	—	—	—	—	—	
(測定場所)								
評価								

出典) 山梨県大気水質保全課 山梨県内における環境中のダイオキシン類測定結果

【大気中の有害化学物質の測定結果】

項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1年平均値が 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
平成20年度				
測定値 (年平均) $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.0	0.68	0.140	1.6
評価	○	○	○	○
平成21年度				
測定値 (年平均) $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.1	0.66	0.160	1.5
評価	○	○	○	○
平成22年度				
測定値 (年平均) $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.0	0.35	0.057	2.5
評価	○	○	○	○
平成23年度				
測定値 (年平均) $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2	0.44	0.079	2.0
評価	○	○	○	○
平成24年度				
測定値 (年平均) $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	0.45	0.11	1.8
評価	○	○	○	○

出典) 山梨県大気水質保全課 大気環境の測定結果の概要

○課題

- ・ 有害物質は、微量でも環境に大きな影響を与え、私たちの健康に危害を及ぼすことが懸念されます。環境基準の達成にとどまらず、測定値のさらなる減少に向けた努力が求められます。

(4) 騒音・振動・悪臭

○現況

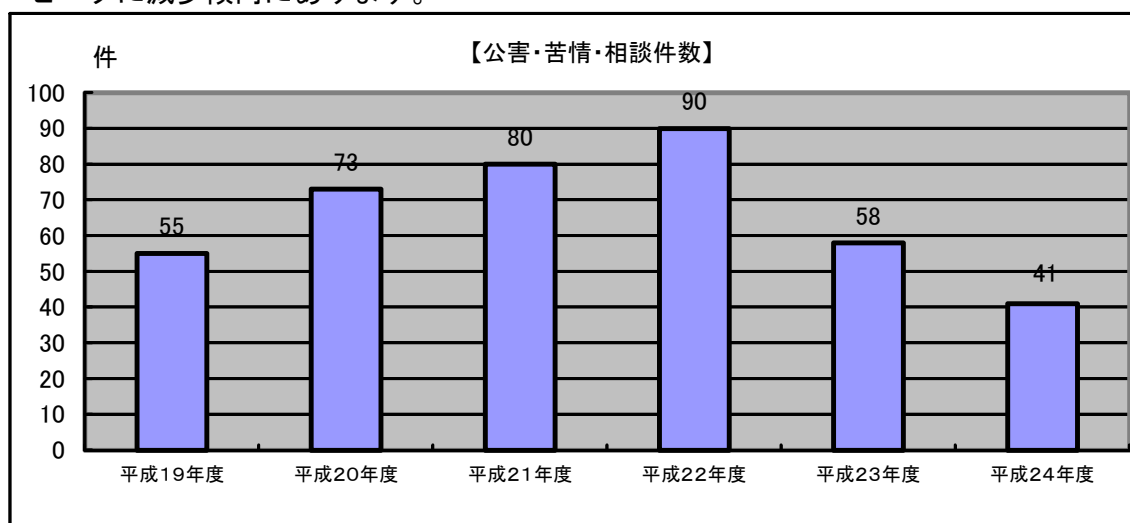
・平成19年度・平成24年度の自動車交通騒音実態調査では、国道20号及び国道139号沿いで環境基準（昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下）を上回る騒音が発生しています。

【平成19年度・平成24年度 自動車騒音常時監視結果（面的評価）】

評価対象 道路の路 線名	評価対象区間 上段・始点 下段・終点	住宅 戸数	達成戸数・割合							
			昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
平成19年度										
一般国道 20号	大月市富浜町鳥沢 大月市大月2丁目	916	544	59.4	41	4.5	0	0.0	331	36.1
一般国道 20号	大月市大月2丁目 大月市大月町花咲	181	129	71.3	18	9.9	0	0.0	34	18.8
一般国道 139号	都留市上谷4丁目 大月市大月2丁目	870	567	65.2	54	6.2	0	0.0	249	28.6
平成24年度										
一般国道 20号	大月市富浜町鳥沢 大月市大月2丁目	961	605	63.0	127	13	0	0.0	229	24.0
一般国道 20号	大月市大月2丁目 大月市大月町花咲	190	134	71.0	19	10	0	0.0	37	19.0
一般国道 139号	大月市大月2丁目23 大月市大月2丁目21	67	60	90.0	4	6	0	0.0	3	4.0
中央自動車道 富士吉田線	大月市大月町真木 大月市大月町花咲	19	19	100.0	0	0	0	0.0	0	0.0
一般国道 20号	大月市駒橋2丁目4 大月市大月2丁目10	169	169	100.0	0	0	0	0.0	0	0.0

出典) 山梨県大気水質保全課 大月市市民課生活環境担当自動車騒音常時監視結果

・身近な環境問題としての自動車騒音、近隣騒音や悪臭などによる相談は、平成22年度をピークに減少傾向にあります。



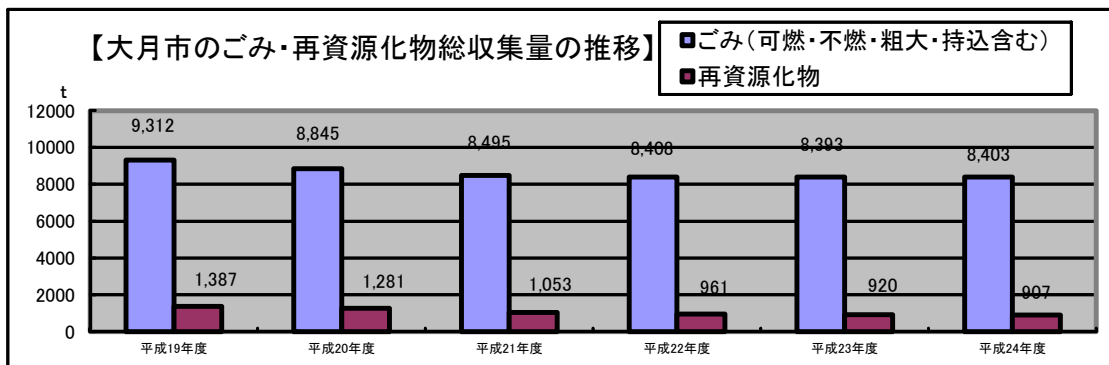
○課題

- ・自動車による騒音・振動に対しては、交通渋滞の解消等によって緩和を図っていくことが考えられます。
- ・悪臭などについては、浄化槽の適正管理に努めるなど公害発生の防止に向けた取り組みをすすめていくことが必要です。

(5) 廃棄物等

○現況

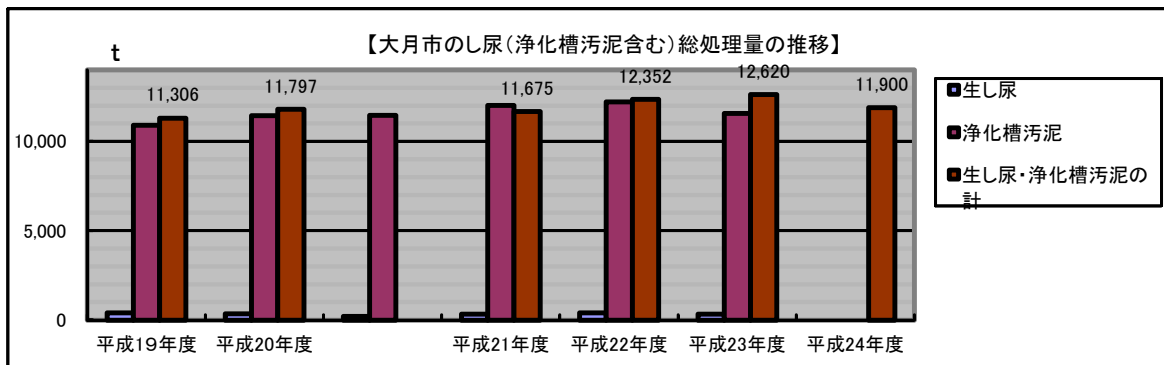
- ・本市のごみ・再資源化物の収集は、ごみステーションから大月都留広域事務組合が収集運搬し、またの森クリーンセンターで処理しており、ごみの年間総排出量は8,000トンを超えています。



出典) 大月都留広域事務組合概要 (平成25年度)

- ・し尿の総処理量は、年間約12,000トンあり、平成24年度末の下水道の普及率は16.5%、公共下水道接続率は平成25年8月現在で67.1%となっています。

※下水道普及率: 下水道供用区域の人口/大月市総人口 公共下水道接続率: 下水道接続人口/下水道供用区域の人口



出典) 大月都留広域事務組合概要 (平成25年度)

- ・森林地域、林道沿いなどに廃棄物の不法投棄が見られるほか、市街地内や道路沿いなどでごみのポイ捨てが見られます。

○課題

- ・ごみの減量化と再資源化に努め、資源化物に対するリサイクル運動を推進していく必要があります。

- ・資源は有限であり、無限に使用量を増やすことは出来ません。限りある資源を有効に活用していくためにも、日常生活や事業活動でのスタイルを見直し、資源の合理的、循環的な利

用に向けた対策を推進し、持続可能な社会を構築していく必要があります。

- ・ 廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨て防止にむけた市民活動を展開していく必要があります。

〔3〕 快適環境

○現況

・ 本市には、国の重要文化財である「星野家住宅」や「名勝猿橋」をはじめとして、甲州街道の宿場の歴史・文化を伝える数多くの歴史文化資源が存在します。

また、市民の安らぎの場となる公園・広場・公共施設・寺社・温泉や景勝地・河川などの多様な環境資源が分布しています。

【大月市の指定文化財】（工芸品・彫刻・絵画・書籍・典籍・考古資料・歴史資料は除く）

種 別	指定	名 称
重要文化財	国	星野家住宅
名 勝	国	猿橋
登録有形文化財	国	八ツ沢発電所一号水路橋・笹子隧道・旧今井医院
有形文化財	県	宝鏡寺薬師堂
	市	下真木諏訪神社本殿・大倉山諏訪神社本殿 宝鏡寺仁王門
無形民俗文化財	県	追分の人形芝居
歴史名勝天然記念物	県	岩殿城跡 笹子峠の矢立のスギ・全福寺のタラヨウ
	市	円通寺跡・森武七墓碑・聖護院道興歌碑・鎌田氏館跡 一里塚跡・宮谷白山遺跡・子の神古墳 藤沢の大スギ・浅利の千本マツ・小和田のサクラ 寛城のカエデ・堀ノ内の大ケヤキ・小篠のイトヒバ 間明野のエノキ・無辺寺のトチノキ・鳥沢のコノテガシ ワ

出典) 大月市教育委員会 大月市の文化財

○課題

- ・ 郷土の歴史文化資源や環境資源を受け継ぎ、景観の保全に努め、今後のまちづくりに活かしていくことが必要です。

[4] 地球環境問題

○現況

・大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、身近な地域の環境だけでなく、地球温暖化・オゾン層の破壊、酸性雨の発生、森林の減少、野生生物種の減少、砂漠化、異常気象、海面上昇など、人類を含めた生物の存在を脅かす地球規模での問題に広がります。

特に、地球温暖化については、京都議定書による削減目標に続き、世界的な目標として温室効果ガスの排出削減が求められ、先進国のみならず、発展途上国と一体となった対策が検討されています。

○課題

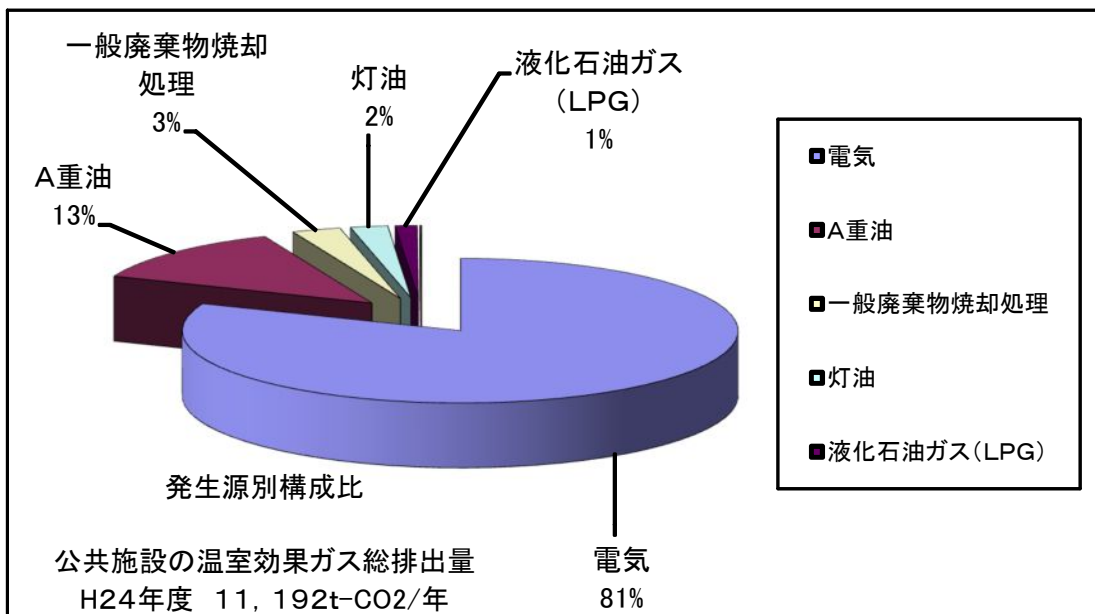
・これらの地球環境問題を視野に入れ、省エネルギーの推進や廃棄物の減量化・再資源化などの地球温暖化防止につながる対策を市民一人ひとりが進めていく意識改革が必要です。

一人ひとりが、リサイクル活動などの身近なことから実践していかなければなりません。

・市の公共施設では、地球温暖化対策実行計画を定め、関係各課等から選出されたエコオフィス推進委員による定期的なエネルギー使用量調査等による温室効果ガスの排出量の把握や事務・事業での省エネルギー対策を実行し、各施設からの温室効果ガスの削減を目標とした取り組みを行っています。

・市の公共施設の温室効果ガス発生源は、大部分が電気エネルギーの使用からとなっているため、関係各課等で使用する電気量の削減は重要な課題となっています。

《大月市の公共施設から排出される温室効果ガス発生源別の構成比》



出典)24年度大月市地球温暖化対策実行計画

[5] 環境保全に関する行動

○現況

・市では、環境保全に向けたアイドリング・ストップ運動や地球温暖化の防止・ごみの減量化・リサイクルなどに関する啓発活動を推進しています。

また、環境保全に関する市民活動としては、市民・事業者・県・市で構成される民間団体「桂川・相模川流域協議会」及びその地域部会にあたる「桂川・東部地域協議会」が設立され、様々な環境保全活動や環境教育活動を展開しています。

○課題

・環境問題は複雑多様化しているため、市民一人ひとりが理解と認識を深め、まず身近なことから環境に配慮した生活・行動を実践するとともに、市民・事業者・市等が一体となった取り組みや各主体が相互に支援する取り組みを進めていく必要があります。



2-4 環境に関するアンケート調査

○アンケートの概要

・市民の環境に対する意識や環境へのニーズを把握し、第2次環境基本計画に反映させるため、市民・事業者・小中学生を対象に、以下の方法によって対象者を抽出し、平成25年2月にアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

対象者	配付数	配付方法	抽出方法
市民	2,000人	郵送による配付	住民基本台帳からの無作為抽出
事業者	200社	郵送による配付	事業者リストによる無作為抽出
小中学生（小学5年生、中学2年生）	462人	教育委員会を通して小中学校に配付	小学5年生と中学2年生全員

【アンケート調査回収率】

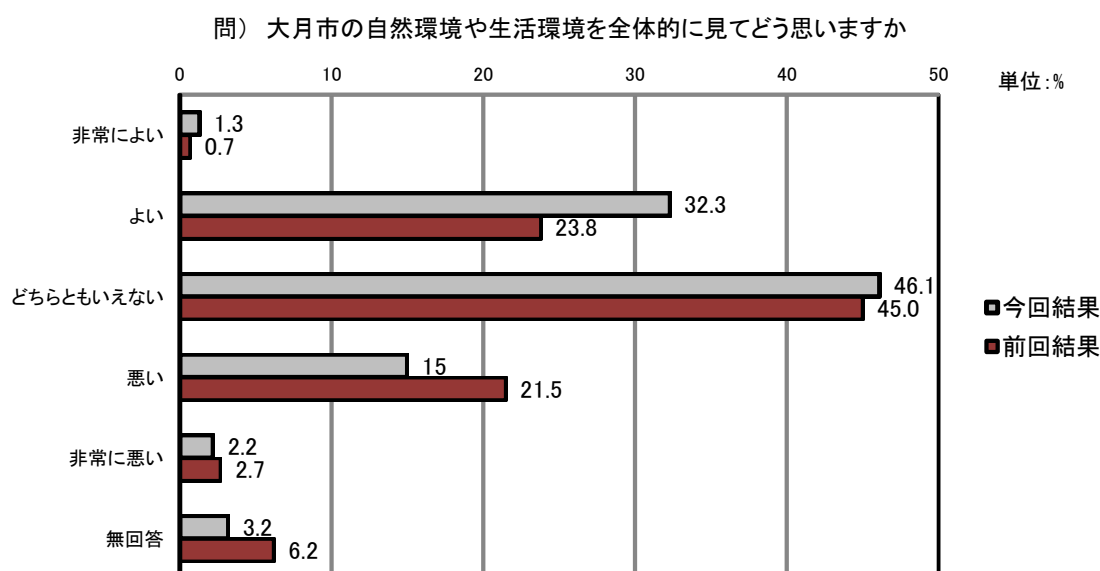
対象者	配付数	有効回答数	回答率
市民	2,000人	595人	29.8%
事業者	200社	82社	41.0%
小中学生（小学5年生、中学2年生）	462人	446人	96.5%

○アンケート結果

①自然環境や生活環境の全体的な満足度

設問のうち、「自然の豊かさ」や「自然の景観の良さ」などについては満足度が高いものの、「まちなみの景観の良さ」や「公共交通機関の利用のしやすさ」などについては満足度が低く環境全体としては「どちらともいえない」が46.1%となっています。

この結果は、前回調査（平成15年）と同様の傾向が見られます。



②「最も満足している環境」、「最も不満に思う環境」について

満足している環境については「緑の豊かさ」、「空気のきれいさ」、「富士山が見える」などが挙げられ、工場等による公害の少なさにも満足しているとの声もありました。

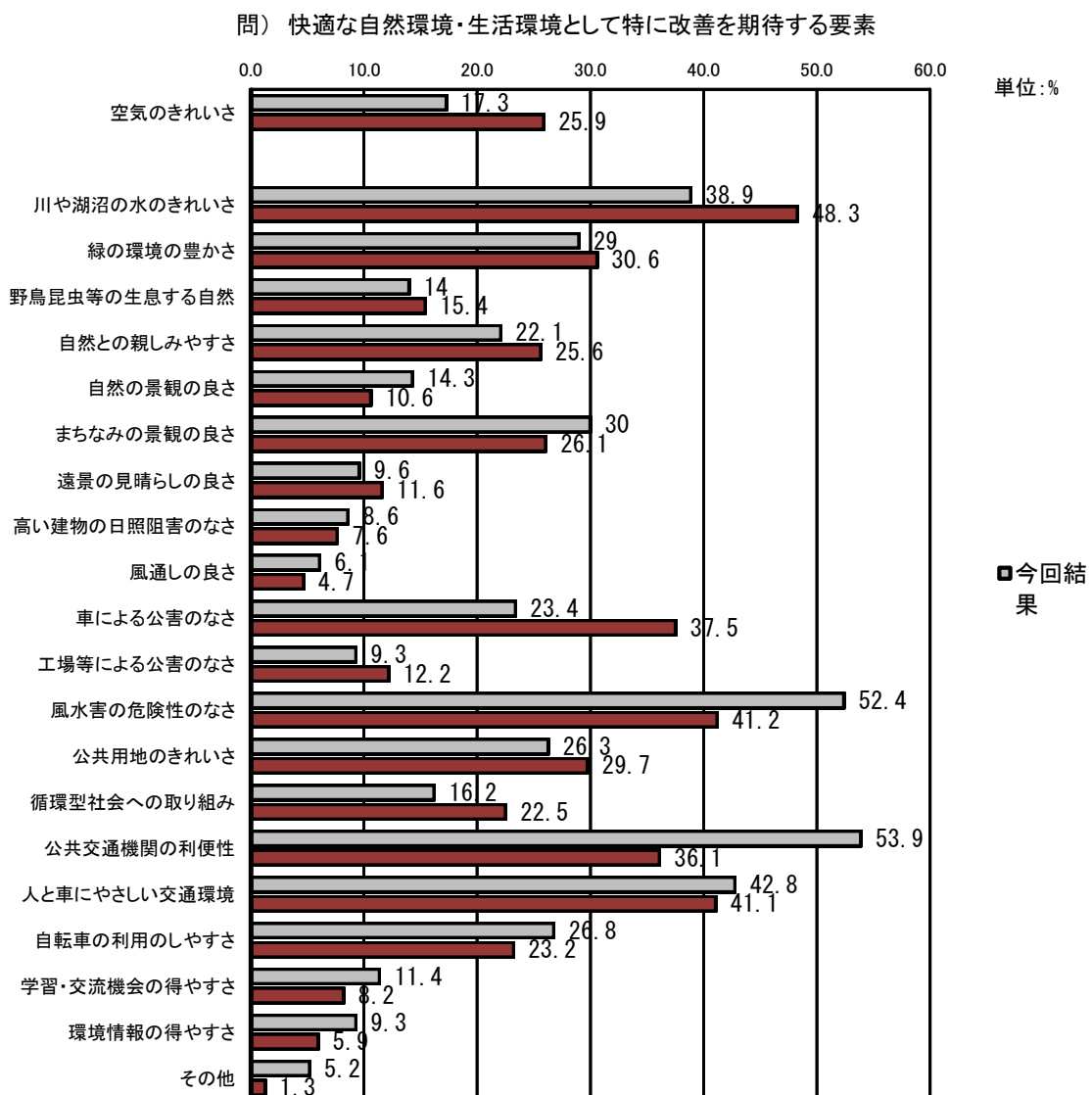
不満に思う環境については、幹線道路沿線の「自動車の排気ガス・騒音・振動」、「廃棄物の不法投棄」、「光化学スモッグ」、「川の水質悪化」、「歩道の狭さ」などが挙げられています。

この結果についても、前回調査と同様の傾向が見られます。

③特に改善を期待する要素（複数回答可能）

改善を期待する要素としては、「公共交通機関の利便性」、「風水害の危険性のなさ」、「人と車にやさしい交通環境」、「川や湖沼の水のきれいさ」の順となっています。

この結果についても、前回と同様の傾向が見られます。

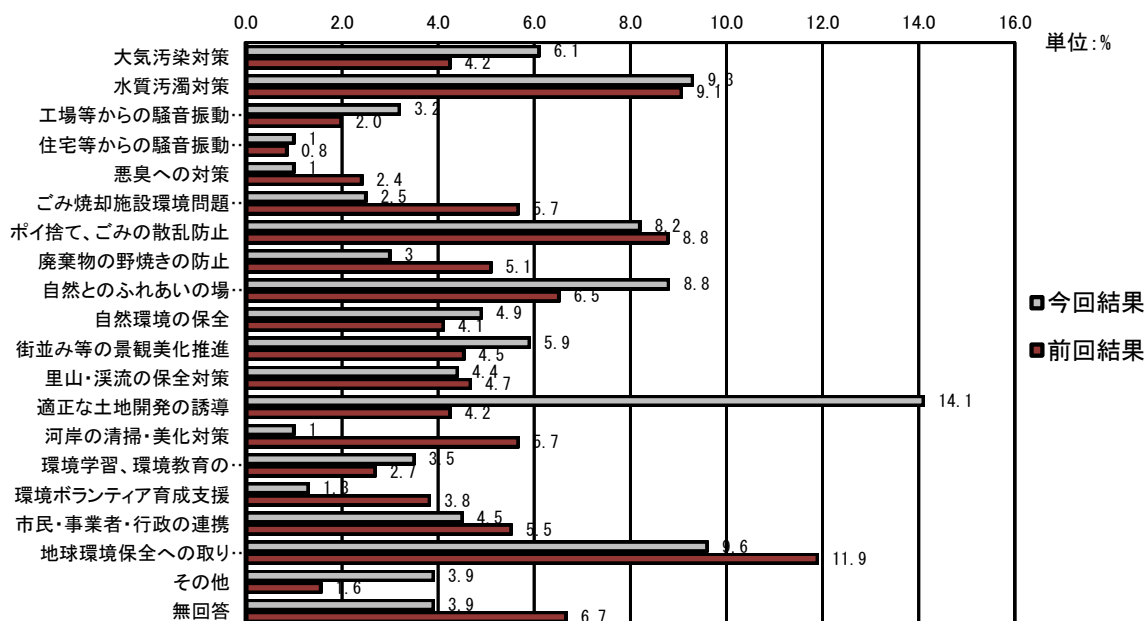


④市に取り組んでほしいこと

市に取り組んでほしいこととしては、「適正な土地開発の誘導」、「地球環境保全への取組」、「水質汚濁対策」、「自然とのふれあいの場整備」、「ポイ捨て、ごみの散乱防止」の順となっています。

前回の調査と比較すると、「適正な土地開発の誘導」を望む意見が増え、今回全体の14.1%を占め、市に取り組んでほしいことの中で最も多い意見となっています。

問) 市に取り組んでほしいことは何ですか

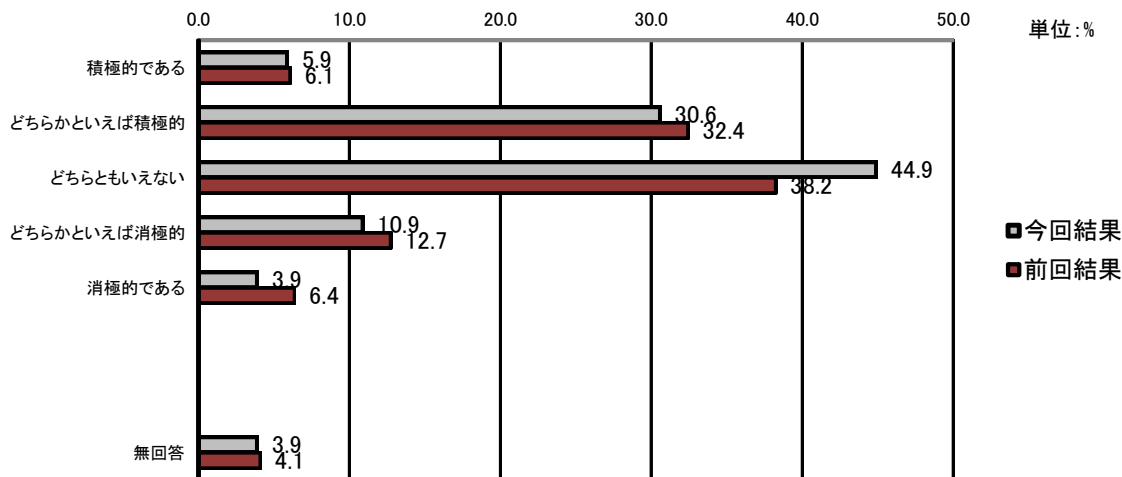


⑤自分自身の環境問題への取組

自分自身の取り組みの状況については、「どちらともいえない」が44.9%と最も多く、次いで「どちらかといえば積極的」30.6%、「どちらかといえば消極的」10.9%となっています。

この結果は、前回調査と同様の傾向が見られます。

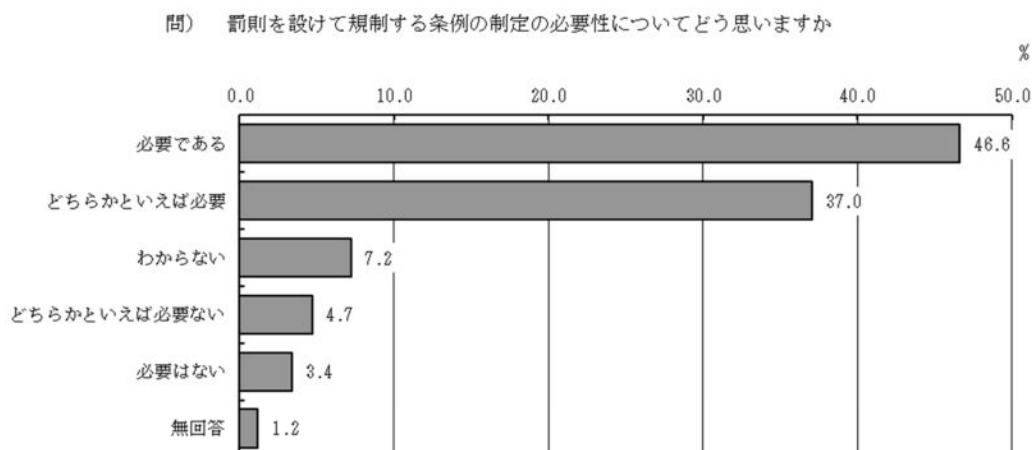
問) あなた自身は環境問題に対して積極的に取り組んでいると思いませんか



⑥罰則を設けて規制する条例の制定の必要性

ポイ捨てやペットの糞の放置などについて、罰則を設けた条例の必要性については、「必要である」が46.6%と最も多く、次いで「どちらかといえば必要」が37.0%となっています。

一方で、罰則の規定を含めた条例を設ける前に、環境教育や啓発活動に積極的に取り組むことにより、ポイ捨て等に対する市民意識の改革を図るべきとの意見が寄せられています。



2-5 アンケート結果と市議会からの提言

環境に関するアンケート結果の中で、市に取り組んでほしいこととして、「適正な土地開発の誘導」、「地球環境保全への取組」、「水質汚濁対策」、「自然とのふれあいの場整備」、「ポイ捨て、ごみの散乱防止」の順となっています。

また、大月市議会では、世界文化遺産に登録された富士山が美しく見える地域を、本市が数多く有していることから、新たな環境基本計画策定にあたり、議会内に「大月市議会美しいまち創造委員会」を立ち上げ、次のとおり提言がありました。

提言 市民アンケートで示された市民や事業者、小中学生の要望、意見を踏まえるとともに、世界文化遺産の富士山や、本市の観光名所を訪れる人々のおもてなしとして、ゴミなどの無い美しい環境を整えるべく、「(仮称)大月市美しいまち創造条例」の制定を環境基本計画の中に策定年次を明記し盛り込むこと。

○アンケート結果及び市議会の提言を受けて

・市民が望むより良い環境の実現のためには、環境保全に関わる諸課題に市民・事業者・市が協働して取り組むことが重要であることから、環境目標の実現に向けた施策や実践活動などの取り組みを推進していく中で、「大月市環境基本計画庁内策定委員会」等を適宜設置して、その成果や進捗状況を把握・評価し、達成状況を分析して取り組み内容を見直すとともに、市民意識の機運の高まりを見極め、条例の必要性について各関係方面と広く議論を重ねながら、「大月市環境審議会」に報告して意見を求め、条例の制定を目指します。

第3章 望ましい環境像と基本目標

3-1 計画の基本理念と環境の将来像

環境計画は、現在及び将来の世代が共に環境の恵みを享受できるよう、「循環・共生・参加・国際的取り組み」の長期的目標に沿って持続可能な社会を構築していくための戦略を示すものです。

こうした環境基本計画の役割を踏まえ、第2次計画も第1次の計画と同様の基本理念を継続してその実現を目指します。

計画の基本理念

- ① 市民に豊かな恵みをもたらす環境を継承する。
- ② 環境に大きな負担を与えない循環型社会をつくる。
- ③ 地球環境の保全や地域の環境保全活動に自主的に取り組む社会をつくる。



この基本理念に沿って大月市の環境の将来像を次のように設定します。

望ましい環境像

みんなでつくろう、住み続けたい緑と環境のまち

3-2 環境の基本目標

前項に示した計画の基本理念や望ましい環境像を踏まえて、本計画の柱となる環境の基本目標を次のように定めます。

- ① 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした、魅力あふれるまち

豊かな自然環境や数多くの歴史的遺産を、市民共有の財産として、次代に継承するとともに、これらの資源を有効に活用した魅力あふれるまちづくりを目指します。

② 健康で快適に安心して暮らせるまち

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの生活環境上の問題が発生しないよう、生活の質や安全性の向上につながる環境を整備し、市民が健康で快適に、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

③ 省資源やりサイクルシステムを備えた、ごみのない清潔なまち

これまでの大量生産・大量廃棄の社会経済システムを見直し、資源を大切に、環境への負荷の少ない循環型社会のまちづくりを目指します。

④ 市民みんなで環境への取組みを実践するまち

環境保全に関わる諸課題に、市民・事業者・市等が協働して取り組むまちづくりを目指します。

⑤ 地球環境の保全に貢献するまち

市民や事業者が地球温暖化・オゾン層破壊などの地球環境問題の重大性を認識し、次世代に伝えていくとともに、環境目標の達成に向けた地道な活動が地球環境保全に貢献するという意識をもって、日常の生活や業務の中で課題の解決に取り組んでいくまちづくりを目指します。

第4章 基本的施策・個別施策と主体別環境配慮指針

4-1 基本目標に対する基本的施策及び個別施策

5つの基本目標を達成するため、16の基本的施策と43の個別施策は次のとおりとします。

基本目標	基本的施策	個別施策
《基本目標1》 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした魅力あふれるまち	1.1 自然環境の保全と適正管理	①貴重な自然資源の保全 ②森林の保育と適正管理 ③生物多様性の保全 ④田園環境の保全
	1.2 観光資源や自然とのふれあいの場の整備・充実	①観光資源の充実 ②自然とのふれあいの場づくり ③遊歩道網の整備と観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成
	1.3 歴史文化資源の保全と活用	①ふるさと歴史の道の整備 ②郷土の歴史文化資源の保全 ③文化財の保護
《基本目標2》 健康で快適に安心して暮らせるまち	2.1 大気・水質・土壌等の環境改善	①大気環境の保全 ②水環境の改善 ③土壌環境の改善 ④騒音・振動等の公害の改善
	2.2 有害化学物質による環境リスクの低減	①ダイオキシン類による環境汚染の防止 ②その他の化学物質による環境汚染の防止 ③既存公共建築物対策の推進
	2.3 まちの魅力を高める緑の整備・創出	①身近な憩いの場の充実 ②環境に配慮した開発の誘導 ③まちの魅力を高める緑の整備・創出 ④土地・建物の適正管理
	2.4 災害の防止	①災害の防止 ②乱開発の防止 ③道路の安全性向上
《基本目標3》 省資源やりサイクルシステムを備えたごみのない清潔なまち	3.1 ごみの減量化・再資源化の推進	①回収システムの充実と表彰 ②減量化の推進 ③再資源化の推進
	3.2 廃棄物の不法投棄禁止及び処理	①不法投棄撲滅運動の推進 ②既存廃棄物の撤去
	3.3 ごみゼロ運動の推進	①啓発活動の推進 ②ごみゼロ運動の推進
	3.4 自然エネルギー資源の有効活用	①資源化の検討
《基本目標4》 市民みんなで環境への取り組みを実践するまち	4.1 環境学習の推進	①小中学校での環境教育の推進 ②市民に対する環境教育の推進 ③事業者に対する環境教育の推進
	4.2 環境パートナーシップの構築	①市民団体等の環境活動との協働 ②人材の育成 ③連携組織づくり
	4.3 環境保全への普及啓発の推進	①各種イベント等の開催 ②環境情報提供システムの構築
《基本目標5》 地球環境の保全に貢献するまち	5.1 地球環境問題への意識の向上	①地球環境問題に関する啓発活動の推進 ②地球環境問題に関する情報の提供
	5.2 地球環境保全対策の推進	①地球温暖化の防止 ②低炭素社会の実現に向けて

4-2 基本目標

基本目標 1 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした魅力あふれるまち

基本的施策 1.1 自然環境の保全と適正管理

【基本方針】

市域の約9割を占める森林・農地・河川等は、水源涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止などに重要な役割を果たしています。

近年は農林業就業者の高齢化や農林業の低迷などによる森林・農地の放置が進んでいますが、環境保全の観点からこれらの自然資源の価値を見直し、農林業の振興にもつながる形で自然環境の保全と適正管理を推進し、その多面的機能の確保を目指します。

【施策目標】

○自然環境保全地区等の指定面積

平成19年度 878.0ha(5地区)→平成24年度末 878.0ha(5地区)→平成35年度目標値
現状維持

○間伐・樹種転換面積(新指標)

平成19年度 135ha →平成24年度末 135ha →平成35年度目標値 1600ha

【個別施策】

①貴重な自然資源の保全

- ・市域に分布する自然林や稀少動植物種の生息生育地、優れた自然景勝地などを保全します。

②森林の保育と適正管理

- ・松くい虫の防除対策(間伐・樹種転換)など、市域に広がる森林の保育と適正管理を図ります。
- ・民有林の荒廃地などに対する管理や植林などを働きかけます。
- ・森林組合など林業事業体の体質強化や経営の多角化などへの取り組みを支援します。
- ・林道・作業道の適正管理に努めます。

③生物多様性の保全

- ・NPOなどと連携し、大月市の野生動物に関する情報の収集や監視に努めます。
- ・動物による農業への被害状況を把握し、対策を講じます。

④田園環境の保全

- ・多様な生物が生息し、地域の自然生態系の一部をなしている田園環境の保全に努めます。

基本的施策 1.2 観光資源や自然とのふれあいの場の整備・充実

【基本方針】

市民が郷土の自然の豊かさを認識し、自然に恵まれた土地での生活を享受できる環境を整えます。

また、大月市の持つ豊かな自然資源を首都圏住民の観光レクリエーション活動に対する資源として活かし、観光の振興に役立てます。

【施策目標】

○主要公園等整備面積

平成19年度 60.4ha(3地区)→平成24年度末 76.9ha(3地区)→平成35年度目標値 現状維持

○登山道整備延長距離

平成19年度 58km →平成24年度末 58km→平成35年度目標値 現状維持

【個別施策】

①観光資源の充実

- ・市の重要な観光資源である岩殿山や「名勝猿橋」一帯の環境整備を推進します。
- ・葛野川ダムから深城ダム（シオジの森ふかしろ湖周辺）にかけての一帯を、新たな観光レクリエーション拠点として整備を検討します。
- ・秀麗富嶽十二景を構成する山々の山頂一体を、市の「（仮称）自然景勝地」として位置づけ、植生の再生などの環境整備に努めます。

②自然とのふれあいの場づくり

- ・森林文化の森など、郷土の自然資源を活かした自然体験・自然観察の場の設置に努めます。
- ・釣り場などの水辺とのふれあいの場の環境保全に努めます。
- ・遊休農地の一部を観光（ふれあい）農園や滞在型農園などへの活用に努めます。

③遊歩道網の整備と観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成

- ・上記の観光レクリエーション資源や秀麗富嶽十二景、自然ふれあい施設などをつなぐ遊歩道（既設林道等を含む）を整備し、全市的な観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成を図ります。

基本的施策 1.3 歴史文化資源の保全と活用

【基本方針】

大月市は、甲州街道の宿場町・絹織物の産地としての歴史文化を有しており、今なお、市域のあちこちに歴史の香りが感じられます。

こうした郷土の歴史文化を支えている資源を再評価し、歴史とふれあえる環境のまちづくりに適切に活かしていきます。

【施策目標】

○歴史景観保全地区

平成19年度 1地区(岩殿山)県の指定→平成24年度末 1地区(岩殿山)県の指定
平成35年度目標値→現在の指定を維持する。

○史跡名勝天然記念物(史跡)

平成19年度 1史跡(岩殿城跡)県の指定→平成24年度末 1史跡(岩殿城跡)県の指定
平成35年度目標値→現在の指定を維持する。

【個別施策】

《名勝 猿橋》

①ふるさと歴史の道の紹介

- ・市内旧甲州街道などの古道の紹介や調査、啓発に努めます。
- ・歴史文化資源を巡るルートの紹介に努めます。



②郷土の歴史文化資源の整備

- ・市民団体等の協力により郷土の歴史文化資源調査をし、資源の再評価を行い資源マップやデータベースを作成します。
- ・郷土の歴史文化資源に対し、わかりやすく統一性のある案内板の整備に努めます。

③文化財の保護

- ・文化財の保護や点検を行います。
- ・文化財が点在する歴史文化公園エリア（県指定）の紹介に努めます。

基本目標 2 健康で快適に安心して暮らせるまち

基本的施策 2.1 大気・水・土壌等の環境改善

【基本方針】

これまでの私たちの生活や産業活動は、大量の資源やエネルギー消費で支えられてきましたが、同時にこれらの行為が生活環境の悪化を招いてきました。しかし、近年の新エネルギー技術の確立や人々の意識の変革により、私たちの生活や産業活動は環境に優しく無駄を省いたものへと形を変えてきています。

今後も、人々の健康や生活環境の快適性・安全性につながる環境問題の改善に取り組み、澄みきった大気と清らかな水、静けさの確保された心地よい環境の実現を目指します。

【施策目標】

○大気汚染に係る環境基準

平成19年度 環境基準を超えた日数・→平成24年度末 環境基準を超えた日数・
時間数が光化学スモッグ以外は0 時間数が光化学スモッグ以外は0
→平成35年度目標値 環境基準全てが基準値内

○河川水質に係る環境基準(水素イオン濃度・生物学的酸素供給量・浮遊物質・溶存酸素量・大腸菌数)

平成19年度 大腸菌数以外は基準値内→平成24年度末 大腸菌数以外は基準値内
→平成35年度目標値 環境基準全てが基準値内

○公共下水道接続率

平成19年度 43.7% →平成24年度末 65.8% →平成35年度目標値 供用可能家屋の80%

【個別施策】

- ・大気環境の保全のため、県と連携して監視を継続します。
- ・県や関係機関と密接に連携し、光化学スモッグの発生やPM_{2.5}による被害発生時の処置等に関する的確な情報提供を行います。
- ・低公害車の普及に努めます。
- ・アイドリング・ストップ運動の周知・推進に努めます。

②水質環境の改善

- ・ 公共下水道の整備と加入促進に努めるとともに合併浄化槽の普及と適正管理を促し、家庭からの生活排水による河川への悪影響を減少するための対策に取り組みます。
- ・ 河川や地下水の水質検査を定期的に行います。
- ・ 県と連携して工場排水などに対する調査・指導を行います。
- ・ 市内の児童を対象に、県とともに河川の水生物調査を行い、現状把握と意識の高揚を図ります。

③土壌環境の改善

- ・ 県や関係機関と連携し、事業所などに対し適切な指導を行います。

④騒音・振動等の公害の改善

- ・ 大型車両の通行量の減少につながる、大月バイパス（2工区）の整備促進を図ります。
- ・ 苦情処理対応の迅速化に努めます。
- ・ 工場・事業所や工事現場などの騒音・振動に対する指導を推進します。

《 水生物調査 2013 大月町真木 真木川 大月西小学校4年生 》



この水生物調査は、市内の小学校の児童を対象として、毎年、市内を流れる河川で実施しています。

児童が、河川の水生物調査を実施することにより、「私たちの住む大月市の河川」の環境状況を把握することで、環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

児童が、河川で遊ぶことが少ないので自然とふれあう良い機会にもなっています。

基本的施策 2.2 有害化学物質による環境リスクの低減

【基本方針】

有害化学物質は長期的に体内に蓄積され、健康被害を発生させます。

特にダイオキシン類は、毒性が強く、排出量のごく微量であっても大きな影響が懸念されます。

こうした有害化学物質による市民の健康被害をなくすため、国・県と連携してその排出と使用を規制し、環境リスクの低減を図ります。

【施策目標】

○ダイオキシン類の環境基準(大気・公共用水域・公共用水域底質・地下水・土壌)

平成19年度 全てが環境基準値内→平成24年度末 全てが環境基準値内→平成35年度目標値
現状維持

○有害化学物質の基準(ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン)

平成19年度 全てが環境基準値内→平成24年度末 全てが環境基準値内→平成35年度目標値
現状維持

【個別施策】

①ダイオキシン類による環境汚染の防止

・大気・公共用水域(水質・底質)、地下水及び土壌におけるダイオキシン類の情報提供を行います。

②その他の化学物質による環境汚染の防止

・事業所が取り扱う化学物質について、県と連携して適正な管理を指導します。

③既存公共建築物対策の推進

・建築物への化学物質の使用による健康被害などについての情報提供を行います。

・改正建築基準法の趣旨に沿って、市内の既存公共建築物についても必要に応じた対策を講じていきます。

基本的施策 2.3 まちの魅力を高める緑の整備・創出

【基本方針】

緑豊かな環境は、まちのイメージを高め市民に安らぎを提供し、郷土を愛する心を育てます。また、公園などでの遊びや活動は、地域コミュニティの形成や青少年の健全な発育にも大きな影響を与えます。

こうした観点に立ち、特にまちの中心部や身近な生活空間における緑化を図り、快適で魅力ある市街地環境の形成を目指します。

【施策目標】

○街区公園、ポケットパーク等の整備数

平成19年度 8箇所→平成24年度末 7箇所→平成35年度目標値 現状維持

○協定緑地等

平成19年度 16.44ha →平成24年度末 11.7ha →平成35年度目標値 現状維持

【個別施策】

①身近な憩いの場の充実

- ・地区住民との協働により、身近な憩いの場、児童の遊び場などの充実を図ります。
- ・学校校庭の有効利用の一環として、市民開放などを推進します。

②環境に配慮した開発の誘導

- ・景観計画、地区計画、建築協定、緑地協定などの制度を活用し、周囲の自然環境と調和する環境に配慮した開発を誘導します。

③まちの魅力を高める緑の整備・創出

- ・統一的な街並みの緑化や案内板・標識などのサイン類の整備を推進します。
- ・緑の募金を活用するなど公共空間の緑化に努めます。

④土地・建物の適正管理

- ・害虫や有害鳥獣の発生や防災の面などから周辺環境に悪影響を及ぼす土地・建物について、所有者や管理者に適正な管理を求めます。

基本的施策 2.4 災害の防止

【基本方針】

急峻な地形を持つ本市は、市域の大部分が土砂災害の危険性を有する区域に含まれており、これまでも台風や豪雨による大規模な風水害が発生しています。

また、狭隘な平地に市街地や幹線交通機関が集積するという都市構造から、安全な通行の確保が求められています。

こうした点を踏まえ、災害の予防につながる森林の適正管理や土地利用を図るとともに、交通の安全性につながる防災対策を講じていきます。

【施策目標】

○急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所の把握(新指標)

平成19年度 未設定 →平成24年度末100%→ 平成35年度目標値 現状維持

【個別施策】

①災害の防止

・台風・豪雨・地震等による土砂災害や風水害を防止するため、民間林を含む森林の適正管理を推進・誘導します。

また、市民の生活・財産を守るため市道等の生活道路の安全管理を徹底し、災害防止に努めます。

②乱開発の防止

・無秩序な土地利用転換などによる災害を防止するため、一定の規模以上の開発行為に対しては必要な指導を行います。

③道路の安全性向上

・信号機、カーブミラー、標識、表示等を整備し、交通安全に努めます。

基本目標3 省資源やリサイクルシステムを備えたごみのない清潔なまち

基本的施策 3.1 ごみの減量化・再資源化の推進

【基本方針】

大月市におけるごみの発生量は、年間 8,403 t（平成24年度「可燃・不燃・粗大」）となっています。

これらのごみについて減量化に取り組むとともに、資源や製品として出来るだけ再生すると
の基本的方針に沿って再資源化対策を推進し、循環型の都市を目指します。

【施策目標】

○再資源化物の収集量

平成19年度 1,399t→平成24年度末 907t→平成35年度目標値 現状維持

○再資源化物収集費

平成19年度 22,828千円 →平成23年度末 19,862千円 →平成35年度目標値 現状維持

○予想される10年後のごみ(可燃、不燃、粗大)処理量

平成19年度 9,312t→平成24年度末 8,403t→平成35年度目標値 6,000t

○ごみ処理費

平成19年度 218,699千円 →平成23年度末 267,800千円 →平成35年度目標値
現状維持

【個別施策】

①回収システムの充実

- ・再資源化物の分別回収方法（ステーション方式・分別品目）などの周知徹底を図ります。
- ・ごみの散乱等を防ぐため、必要に応じてごみステーションの適正な維持管理の指導を行います。

②減量化の推進

- ・生ごみのコンポスト化など、ごみの減量化に取り組めます。
- ・ごみの減量化に向けたキャンペーンなどを実施します。
- ・ノーレジ袋推進活動への参加を呼びかけます。
- ・分別・リサイクルの徹底を図るため、様々な啓発活動を行います。

③再資源化の推進

- ・回収可能なリサイクル対象品目の拡充を図ります。

マイバッグを使うのは
レジに着いてから。



ノーレジ袋推進運動

基本的施策 3.2 廃棄物の不法投棄禁止及び処理

【基本方針】

廃棄物の不法投棄に対する監視に努めるとともに、既存の廃棄物については責任の所在を明らかにし、必要に応じた措置を講じるとともに速やかな撤去に努めます。

【施策目標】

○年間の不法投棄処理件数

平成19年度 511件→平成24年度 212件→平成35年度目標値 100件

【個別施策】

①不法投棄撲滅運動の推進

- ・ 市民・事業者・市等が連携し、廃棄物の不法投棄（注：1）をなくす運動を展開します。
- ・ 市単独事業で不法投棄監視パトロールを行います。
- ・ 県や近隣市町村と連携し広域的な不法投棄の監視パトロールを強化します。
- ・ 警察などの関係機関と連携し、不法投棄の監視を強化します。
- ・ 事業者などを対象に、廃棄物処理に関する法律の周知を図ります。

②既存廃棄物の撤去

- ・ 公共用地などに放置されている不法投棄廃棄物について、県や関係機関と連携し、早急な撤去に努めます。

注：1

《 不法投棄監視パトロールの取組 》



不法投棄とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定し、事業活動に伴って排出される産業廃棄物はもちろん、日々の生活から出る一般廃棄物であっても、みだりに捨てることを禁止しています。この規定に違反して廃棄物を捨てることを「不法投棄」と言います。また、事業者が行う場合だけでなく、個人が一回だけ行った場合も該当します。「みだりに」とは、社会通念上許容されないことを意味します。人目に付かない道路脇や他人の土地に廃棄物を投棄する、自分の土地であっても穴を掘って廃棄物を埋めるといった行為は、典型的な不法投棄です。廃棄物を埋めることができる施設は知事等の許可が必要であり、それ以外の場所で廃棄物を埋めることは、たとえ自分の土地であっても、不法投棄になります。

不法投棄の罰則

不法投棄を行った者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます(廃棄物処理法第25条第1項第14号)。未遂の場合でも罰せられます(廃棄物処理法第25条第2項)。

基本的施策 3.3 ごみゼロ運動の推進

【基本方針】

ポイ捨てやペットの糞の放置による環境の悪化を防ぐため、幅広い市民運動を展開し、ごみのない清潔なまちの実現を目指します。

【施策目標】

○市民参加によるごみの市内一斉清掃の実施回数

平成19年度 1回／年→平成24年度末 0回／年→平成35年度目標値 2回／年

【個別施策】

《 街頭啓発 ダイエー大月店 》

①啓発活動の推進

- ・市民・事業者・ドライバーなどに対するポイ捨て禁止の啓発を行います。
- ・空き缶等の散乱防止に向けたポスターの展示などを行います。
- ・ペットの飼い主に糞を持ち帰るよう啓発活動を行います。
- ・ペットの飼育・保管について、飼い主に適正な管理を指導し、逸走等により野生化しないよう求めます。



②ごみゼロ運動の推進

- ・市民主体による地区単位でのごみの一斉清掃などの環境美化活動を支援します。

基本的施策 3.4 自然エネルギー資源の有効活用

【基本方針】

市域に広がる広大な森林や太陽・水・風などの自然エネルギー資源を有効に活用し、環境負荷の軽減に取り組みます。

【個別施策】

①資源化の検討

- ・太陽光発電の普及や、風力・小水力発電の活用について検討します。
- ・木質系バイオマスエネルギー資源の有効利用に関し、森林組合などと連携し検討を行います。

基本目標 4 市民みんなで環境への取り組みを実践するまち

基本的施策 4.1 環境学習の推進

【基本方針】

「環境先進都市 大月」を幅広い市民の手によって実現するため、市民や事業者だけでなく、次代を担う児童も含めた環境教育を実施し、環境保全に対する意識の向上を図ります。

【施策目標】

○環境教育用の学校林・学校農園の設置数

平成19年度 18箇所→平成24年度末 10箇所→平成35年度目標値 7箇所(小中学校統合のため)

○市民や事業所向けの環境教育講習会の開催回数

平成19年度 1回/年 →平成24年度末 0回/年 →平成35年度目標値 2回/年

【個別施策】

①小中学校での環境教育の推進

- ・小中学校が行う環境教育を支援します。
- ・森林や農地（遊休農地）の一部を環境教育用の学校林や学校農園として活用します。

②市民に対する環境教育の推進

- ・市民や事業者向けの環境に関する学習機会の提供に努めます。
- ・市民の要望に応じ、市職員や、やまなしエコティーチャーによる出張（出前）講座などを行います。

③事業者に対する環境教育の推進

- ・法律に基づく各種環境基準や事業所の責務などに関する情報の周知に努めます。

基本的施策 4.2 環境パートナーシップの構築

【基本方針】

「環境先進都市 大月」の実現には、市民・市民団体・事業者・専門家・行政等の多様な主体の参加と連携が不可欠です。また、周辺都市の活動団体や行政との連携も必要になります。

こうした点から、環境問題に取り組むリーダーの育成の体制づくりなどに取り組みます。

【施策目標】

○やまなしエコティーチャーの登録人数

平成19年度 2人→平成24年度末 2人→平成35年度目標値 3人

○環境推進のための連携組織数(全市及び各地区単位)

平成19年度 16組織 →平成24年度末 29組織→平成35年度目標値 現状維持

【個別施策】

①市民団体等の環境活動との協働

- ・市民・NPO・事業所などとの協働による環境活動を支援します。

②人材の育成

- ・環境活動を推進する環境リーダーの育成に努めます。



③連携組織づくり

《アダプト・プログラムの取り組み》

- ・環境施策推進の中核となる市民組織（自治会）・公民館・行政などで構成する環境活動の連携組織であるごみ減量化推進協議会との連携の強化を図ります。また、各種団体と連携し、自然保護や廃棄物の不法投棄の監視などを含む総合的な環境パトロール体制の確立に努めます。

- ・市民参加による環境づくりを進めるためのアダプト・プログラムを推進します。

・環境活動等で実績をあげている個人や団体に対し、大月市長表彰規則・大月市公共施設アダプトプログラム実施要綱・大月市美しいふるさとづくり活動支援要綱や、やまなし環境財団の「若宮賞」の表彰規定に該当する場合は推薦します。

基本的施策 4.3 環境保全への普及啓発の推進

【基本方針】

市民や事業所の環境に対する意識を高めるため、各種メディアを利用した環境情報の提供を図ります。

【施策目標】

○市等が行う環境調査の情報提供回数

平成19年度 2回／年→平成24年度末 2回／年→平成35年度目標値 2回／年

【個別施策】

①各種イベント等の開催

・環境問題の普及啓発に向けたイベント等を開催し環境保全に対する意識の向上を図ります。

②環境情報供給システムの構築

・環境に関する各種情報を収集、整理し、市の広報やホームページなどを中心に提供するシステムを構築し、様々な媒体を通じて市民に提供します。

・環境保全施策の実施状況や水質・大気汚染の計測値を市民にお知らせする報告書を作成します。

基本目標5 地球環境の保全に貢献するまち

基本的施策 5.1 地球環境問題への意識の向上

【基本方針】

地球環境問題は、我々の身近な生活に影響を及ぼすまでになっています。

大気や海洋の平均温度の上昇、生態系への影響、台風の大型化、ゲリラ豪雨の多発など地球環境問題は自然要因だけでは説明ができない状況までになっています。

地球環境問題は地球規模の問題ですが、市民一人ひとりが日常生活の中で出来る対策も数多くあります。

このことから、身近な対策の啓発を行い、身近なことから意識を変えて実践することを推進していきます。

また、本市の豊かな森林が二酸化炭素の吸収等により地球温暖化の防止に役立つことをわかりやすく紹介することで、正しい知識を持って行動できるよう市民意識の向上を図ります。

【施策目標】

○啓発活動の実施回数

平成19年度 2回／年→平成24年度末 2回／年→平成35年度目標値 4回／年

【個別施策】

①地球環境問題に関する啓発活動の推進

- ・ 県や関係機関、市民団体などと連携し地球環境問題に関する各種の啓発活動を推進します。
- ・ 市民に対して、身近な温暖化対策の実践について啓発活動を行います。
- ・ ごみの減量化・リサイクル運動を推進し、温暖化対策の推進を図ります。



②地球環境問題に関する情報の提供

- ・ 国や県、関係団体などと連携し、市民を対象とした研修会や講演会の開催に努め、地球温暖化対策に対する意識の向上を図ります。
- ・ 市のホームページや各種メディアを通じて、地球温暖化の影響や課題、取り組みなどを市民に分かりやすい形で提供するように努めます。

③地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画の策定

- ・ 現在、市では公共施設を対象に地球温暖化対策実行計画を策定していますが、今後は市民・事業者など全市民的な取り組みについて検討を進めます。

基本的施策 5.2 地球環境保全対策の推進

【基本方針】

地球環境問題への意識の向上に加え、市民・事業者が自ら地球環境保全活動に参加しやすくするための対策に取り組みます。

【施策目標】

○ISO14001認定事業所数

平成19年度 4件 →平成24年度末 3件→ 平成35年度目標値 5件

【個別施策】

①地球温暖化の防止

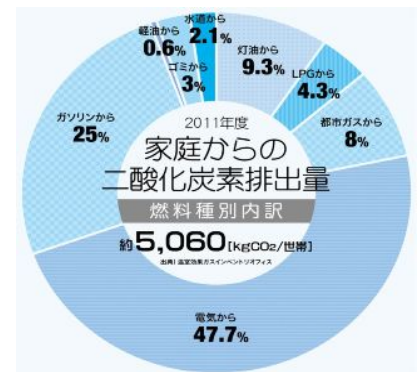
- ・ アイドリング・ストップ運動を推進します。
- ・ ノーレジ袋推進活動を推進します。
- ・ 省エネ・節電など化石燃料の使用削減に努めます。
- ・ 市内事業所のISO14001認定取得を促します。
- ・ グリーン購入に関する情報提供を行い、環境物品の需要拡大に努めます。



アイドリングストップ運動

②低炭素社会の実現に向けて

- ・ エネルギー消費の少ない日常生活の実践を推進します。
- ・ 太陽光発電などの自然エネルギーの普及に努めます。
- ・ 省エネについての研修会の開催や啓発に努めます。



4-3 各環境指標に対する目標値

環境目標	環境指標	基準値 (H19年度現在)	現状値	目標値 (H35年度現在)	主管課
山・川の豊かな自然 や歴史文化資源を生かした魅力あふれるまち	1 自然環境保全地域等の指定面積	878.00 ha	878.00 ha	現状維持	県
	2 間伐・樹種転換事業実施面積	135ha	135 ha	1600 ha	産業観光課
	3 主要公園等整備面積	60.4 ha	76.9 ha	現状維持	県・地域整備課
	4 登山道整備延長距離	58.00 km	58.00 km	現状維持	産業観光課
	5 歴史景観保全地区	1地区(県指定)	1地区(県指定)	現在の指定を維持	県・社会教育課
	6 史跡名勝天然記念物(史跡)	1史跡(県指定)	1史跡(県指定)	現在の指定を維持	県・社会教育課
健康で快適に安心して暮らせるまち	7 大気汚染に係る環境基準 二酸化硫黄、浮遊粒子物質、光化学オキシダント、二酸化窒素	環境基準を超えた日数、時間数が光化学スモッグ以外は0件	環境基準を超えた日数、時間数が光化学スモッグ以外は0件	環境基準全てが基準値内	市民課
	8 河川の水質環境基準 水素イオン濃度、生物化学的酸素供給量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌群数	大腸菌数以外は基準値内	大腸菌数以外は基準値内	環境基準全てが基準値内	市民課
	9 公共下水道接続率	43.7%	65.8%	供用可能家屋の80%	地域整備課
	10 ダイオキシン類の環境基準	全てが基準値内	全てが基準値内	現状維持	市民課
	11 有害化学物質の環境基準	全てが基準値内	全てが基準値内	現状維持	市民課
	12 街区公園等の整備数(ポケットパーク)	8箇所	7箇所	現状維持	地域整備課
	13 協定緑地等	16.44 ha	11.7 ha	現状維持	地域整備課
	14 急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所の把握	-	100%	現状維持	建設課 総務管理課
省資源やリサイクルシステムを備えたごみのない清潔なまち	15 再資源化物の収集量	1,399 t	907 t	現状維持	市民課
	16 再資源化物収集費	22,828千円	19,862千円 ※H23年度	現状維持	市民課
	17 予想される10年後のごみ処理量	9,312 t	8,403 t	6,000 t	市民課
	18 ごみ処理費	218,699千円	267,800千円 ※H23年度	現状維持	市民課
	19 年間の不法投棄処理件数	511件	212件	100件	市民課
	20 市民参加によるゴミの一斉清掃の実施回数	1回/年	0回/年	2回/年	市民課
市民みんなで環境への取組みを実践するまち	21 環境教育用の学校林・学校農園の設置数	18箇所	10箇所	7箇所	市民課 学校教育課
	22 市民や事業者向けの環境教育講習会の開催回数	1回/年	0回/年	2回/年	市民課
	23 やまなしエコティーチャーの登録人数	1人	2人	3人	市民課
	24 環境推進のための連携組織数	16組織	29組織	現状維持	市民課
	25 市等が行う環境調査の情報提供回数	2回/年	2回/年	2回/年	市民課
地域環境保全に貢献するまち	26 啓発活動の実施回数	2回/年	2回/年	4回/年	市民課
	27 ISO14001認定事業所数	4件	3件	5件	市民課

第5章 地区別環境配慮指針

5-1 全地区共通の環境配慮指針

(1) 全地区共通の環境課題

- ・ 河川の水質の改善や水辺の環境整備
- ・ 不法投棄された廃棄物の処理
- ・ 森林の保育と適正管理
- ・ ごみ捨て防止やごみの減量化・再資源化物の有効な回収
- ・ 有害鳥獣による農作物の被害対策
- ・ 環境に対する意識の向上

(2) 全地区共通の環境配慮指針

<住民・事業者>

- ・ 公共下水道の加入に協力するとともに、浄化槽の適正管理や洗剤量の抑制、油を排水に流さないことを実践します。
- ・ 河川や森林等の自然環境とふれあう時間を大切にします。
- ・ 河川の水源域である森林の管理活動に参加します。
- ・ 廃棄物の不法投棄が発生しないよう監視します。
- ・ 清掃活動等に積極的に参加するとともに、ごみのポイ捨てを無くします。
- ・ 有害鳥獣の被害を監視するとともに、共生できる方策を検討します。
- ・ 地区の環境の素晴らしさを再認識し、その感動を子供達に伝え、環境の大切さを啓発していきます。

<市>

- ・ 公共下水道の整備を進めるとともに、合併浄化槽の普及を促します。
- ・ 森林の多面的機能の維持・増進を図るため、適正な管理を促進します。
- ・ 廃棄物の不法投棄に対して迅速な対応を心がけます。
- ・ 生ごみの堆肥化や再資源物の分別収集などを推進します。
- ・ 関係機関と連携し有害鳥獣の被害を防止するとともに、共生可能な方策を検討します。
- ・ 住民や事業者が行う環境活動を支援します。

5-2 各地区別の環境配慮指針

- ・ 市内全域に広がる豊富な環境資源や歴史文化資源に対して住民の一人ひとりが愛着と誇りを持ち、地域住民、事業者、市が協働してこれらの資源に対する配慮や保全を行います。

笹子地区・・・矢立のスギ、笹子峠等笹子地区周辺の環境、観光資源等

初狩地区・・・初狩宿の家並み、旧甲州街道、藤沢の大スギ、芭蕉の句碑、滝子山等大月地区・・・星野家住宅、一里塚跡等

真木地区・・・雁ガ腹摺山、大蔵高丸、間明野のエノキ、下真木諏訪神社等

賑岡地区・・・岩殿山風致公園、全福寺のタラヨウ、浅利の千本松、円通寺跡等

瀬戸地区・・・小金沢山、シオジの原生林、平将門五輪塚等

七保地区・・・百蔵山、寛城のカエデ、森武七の墓碑、宝鏡寺薬師堂等

猿橋地区・・・名勝猿橋、小篠のイトヒバ、八ツ沢発電所1号水路橋等

富浜地区・・・鳥沢宿の家並み、宮谷白山遺跡等
梁川地区・・・倉岳山、秋葉山大権現燈籠、十王像等

第6章 重点施策

6-1 重点施策項目の設定

本市の環境課題において、重要性等の観点から、3つの課題を抽出しました。

これらの課題を確実に解消すべく、それぞれの課題に対して重点施策を設定し、市民・事業者・市が連携して取り組むこととします。

重点施策 1

〈課題〉 自然資源の有効活用と観光拠点の整備



「シオジの森ふかしろ湖」を中心とした観光レクリエーションの拠点整備の推進

重点施策 2

〈課題〉 河川水質の保全と改善（特に大腸菌群数）



水質を中心とした河川環境の保全と改善の促進

重点施策 3

〈課題〉 資源・エネルギーの有効活用



リデュース・リユース・リサイクル・リフューズの4Rの啓発を行いごみ減量化を推進

6-2 重点施策の内容

重点施策 1

「シオジの森ふかしろ湖」を中心とした観光レクリエーションの拠点整備の推進

大月市の持つ豊かな自然資源を、首都圏など市外、県外住民の観光レクリエーション活動に活かし、本市の良さを多くの方に知っていただき、観光の振興に役立てることが重要です。

そこで、「シオジの森ふかしろ湖」周辺を自然環境を活用した観光拠点として整備し、歴史文化の観光拠点である猿橋周辺等他の観光拠点との交通網の整備を検討することで、全市的な観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成を図ります。

施策の展開

具 体 的 な 施 策		施 策 内 容
施策①	自然環境を活用した観光拠点の整備	シオジの森ふかしろ湖周辺において、自然環境との調和に配慮した整備を実施します。
施策②	観光施設・資源のネットワーク形成の検討	交通網の整備等、効果的な観光拠点の活用方法を検討します。
施策③	自然資源の環境教育への活用の推進	郷土の自然資源を活かした自然体験・自然観察の場を提供します。

重点施策 2

水質を中心とした河川環境の保全と改善の促進

市域を流れる大小さまざまな河川は、水辺の生物や人々に多大な恩恵をもたらし続けています。

大月市が毎年実施している桂川の水質調査の結果を見ると、水素イオン濃度、生物化学的酸素供給量、浮遊物質、溶存酸素量の環境基準は達成しているものの、生活排水や農業排水の流入などにより、大腸菌群数が環境基準を達成できていません。

また、県の行った「水生生物による水質判定（平成24年度）」では、笹子川、真木川、浅利川、葛野川の水質はいずれも「きれいな水である水質段階Ⅰ」に分類され、良好な水質となっています。

このため、重点施策としては、大腸菌群数の改善と清流の保全を目的とした施策を中心に取り組んでいきます。

施策の展開

具 体 的 な 施 策		施 策 内 容
施策①	下水道整備の推進	下水道計画区域の見直し等を積極的に行い、下水道の普及を促進します。
施策②	合併浄化槽設置事業の推進	合併浄化槽の設置を推進するとともに、適正な管理の啓発に努めます。
施策③	生活排水による水質汚濁を防止するための意識改革	台所からの排水による水質への影響やそれを抑制するための方法を広報し、水質保全の啓発に努めます。
施策④	河岸美化の推進	河岸の清掃活動等の活性化を促します。
施策⑤	環境にやさしい河川工事の促進	自然環境にやさしく、親水性にも配慮した河川工作物の計画・施工を促します。

重点施策 3

リデュース・リユース・リサイクル・リフューズの4Rの啓発を行いごみ減量化を推進

地球環境問題は、世界的な課題であり、温室効果ガスの削減は、世界的な共通認識となっています。

私たち一人ひとりの努力では程遠い大きすぎる問題と考えられますが、省エネ対策、リサイクルの推進、ごみの減量化など身近な対策から取り組んでいかないと解決に至りません。

平成20年6月から、大月市を含めた山梨県内の主要スーパーなどのレジでは、レジ袋削減のため有料配布や配付の中止を始めています。

リデュース（ごみとなる物を減らす） リユース（何度も使う） リサイクル（資源として再生する） リフューズ（いらぬものは断る）を一人ひとり取り組んでいくことが重要です。

施策の展開

具 体 的 な 施 策		施 策 内 容
施策①	一般廃棄物処理基本計画の策定	廃棄物の現状を的確に把握し、適正な廃棄物の処理を実施します。
施策②	ごみ減量化の推進	研修会の開催や広報活動の充実を図り、4R運動（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）を推進し、ごみの減量化を推進します。
施策③	不法投棄防止の推進	パトロールの強化や監視体制の整備を推進します。
施策④	ポイ捨てやペットの糞の放置の根絶	市民総参加の一斉清掃の実施を定着させて、空缶・ペットボトル・タバコなどのポイ捨てや、犬・猫などペットの糞の放置の根絶を目指します。
施策⑤	環境にやさしい省エネルギー対策の促進	研修会の開催や広報活動の充実を図り、身近に出来る温室効果ガスの削減を推進します。

第7章 計画の推進方策

7-1 計画の推進及び進行管理の基本的な考え方

環境基本計画に掲げる目標の実現に向けて関連する施策を計画的・総合的に推進していくため、次のような計画の推進体制や仕組みを整えます。

(1) 計画推進の体制づくり

市役所内に関係課の代表などで構成する庁内策定委員会を置き、環境関連施策の総合調整と計画全体の進行管理を行うこととします。

また、市民や事業者が主体となって行う活動の取り組み内容やその支援方策、市と連携して取り組むイベントの内容などについても検討、提言などを行います。

(2) 計画推進の進行管理の仕組みづくり

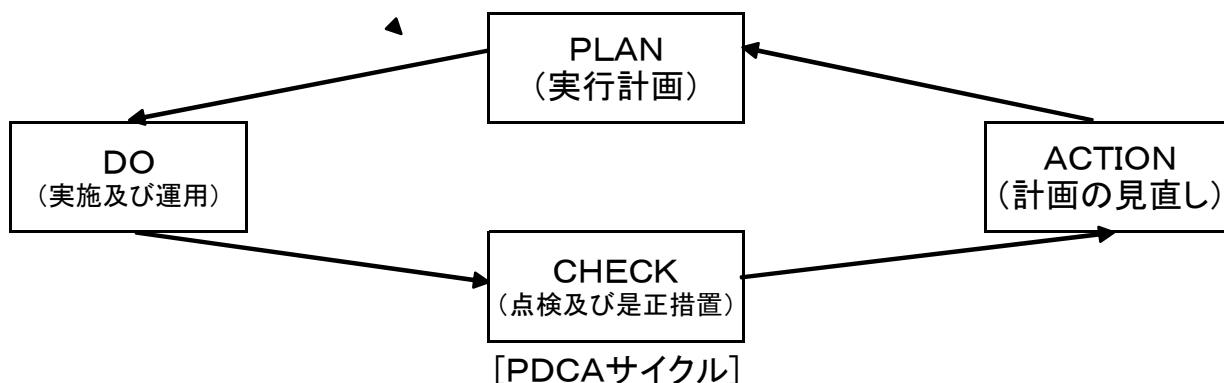
市役所内の関係課の代表の組織は、環境目標の実現に向けた施策や実践活動などの取り組みを推進しますが、一定期間ごとにその成果や進捗状況を把握・評価し、これに基づいて環境目標の達成状況を分析し、今後の取り組み内容を点検・再検討します。

そのために、計画の策定・見直しに関する組織として「庁内策定委員会」などをその都度、設置して作業にあたることとします。

この計画推進・点検には、PDCAサイクルを基本とした「計画（PLAN）」→「実行（DO）」→「点検（CHECK）」→「計画の見直し（ACTION）」の流れを繰り返しながら、改善を図っていきます。

また、計画全体の進捗状況や施策目標の達成状況などの環境に関する全般をとりまとめ、公表し市民や事業者などから意見を求めます。

これらの進捗状況や達成状況、市民や事業者や庁内の意見は、関係行政機関・関係団体学識経験者などで構成する「大月市環境審議会」に報告して意見を求め、次期計画の取り組みに反映させることにします。



(3) 進行管理における環境指標

計画の実現に向けた取り組みを推進するためには、環境がいつまでにどのような状態になるのかを知ることが必要です。

このため、本計画では環境の状態を測る物差しとなる環境指標（目標値）を設定し、定期的にその達成状況を把握することによって計画を効果的に進めます。

この計画指標については、計画の推進段階において必要に応じ見直しや追加を行います。

(4) 計画の見直し

速やかな対応が必要な課題の発生や技術革新などに伴う施策の転換などに柔軟に対応していくため、計画は中間年度を目途に見直しをすることを基本とします。

しかし、急激な社会情勢の変化や抜本的な法体系の改正などによる場合は、その都度、見直しを行うことにします。

7-2 計画の周知

環境基本計画に基づく市民や事業者の自主的な環境保全活動が継続的に実践されるよう、次のような行動を行い計画の周知を図ります。

① 市の広報やホームページへの掲載

- ・市の広報誌に環境基本計画の概要を掲載します。
- ・市のホームページを活用し、環境基本計画に関する情報を提供します。

② 各種イベントの開催

- ・市民や事業者を対象としたイベントなどを開催し、計画の周知や推進のための啓発を行います。

7-3 財源の確保

市は、環境基本計画に掲げる環境施策や関係事業の実施に向け、適切な予算の確保に努めます。

また、環境保全・環境創造の取り組みに対する経費や、地域の環境保全活動を支援するための「基金」の活用などを検討します。